

平成 3 0 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 7 日 招 集
流 山 市

目 次

- 3 9 平成30年度流山市一般会計補正予算（第1号）
- 4 0 流山市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 1 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 2 工事請負契約の締結について（おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事（建築工事））
- 4 3 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 4 4 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 4 5 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 4 6 専決処分の承認を求めることについて（流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 4 7 専決処分の承認を求めることについて（流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 4 8 専決処分の承認を求めることについて（流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 4 9 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森ホール）
- 5 0 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 5 1 専決処分の承認を求めることについて（流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 5 2 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 3 市道路線の認定について

5 4 市道路線の廃止について

- 3 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 4 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 5 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 6 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 7 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 繰越計算書について（水道事業会計）
- 9 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 1 0 専決処分の報告について

議案第 40 号

流山市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 産科及び小児科の一般診療所の立地を促進するため、奨励措
置対象業種を拡大するとともに、立地企業等協力金の創設及び
奨励措置対象事業所の設置形態の拡大により、企業等の立地を
促進し、市民の雇用及び安心の増大並びに市内の企業等の事業
機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興及び市民福祉の向
上に寄与するためである。

流山市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

流山市企業立地の促進に関する条例（平成18年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市企業等立地の促進に関する条例

第1条中「立地企業」を「立地企業等」に、「企業の」を「企業等の」に、「の増大及び」を「及び安心の増大並びに」に改め、「振興」の次に「及び市民福祉の向上」を加える。

第2条第1号中「の行われている」を「を行うための」に改め、「（商業施設を除く。）」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「企業」を「企業等」に改め、「営利を目的とした」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「土地を取得し、若しくは賃借し、当該土地に工場、研究所又は事業所（以下「事業所等」という。）」を「事業所の用に供する建物」に、「新築して」を「新築し、又は賃借して」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「立地企業」を「立地企業等」に、「立地した企業」を「立地をした企業等」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）立地企業等協力者 立地企業等に対して、自己の所有する土地又は建物を賃貸する者をいう。

第2条第6号中「家屋及び償却資産（）」を「建物及び償却資産（それぞれ）」に、「第341条に規定するもの」を「第341条第2号、第3号及び第4号に規定する土地、家屋及び償却資産」に改め、同条第8号中「のうち、本市に住所を有する期間が1年以上のもの」を「をいう。」に改める。

第3条第1号中「企業立地促進奨励金」を「企業等立地促進奨励金」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）立地企業等協力金の交付

第13条を第16条とする。

第12条中「適用企業の事業」を「交付対象者の地位」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「適用企業」を「交付対象者」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「関し」を「ついて」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「企業（以下「適用企業」を「立地企業等及び立地企業等協力者（以下「交付対象者」に改め、同条第2号中「第4条第3項」を「第5条及び第6条」に改め、同条第3号中「第4条第3項」を「第5条及び第6条」に、「事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業所等」を「立地企業等」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「第3条に規定する奨励措置の適用を受けようとする企業」を「第3条第1号、第3号及び第4号に規定する奨励措置を受けようとする立地企業等又は同条第2号に規定する奨励措置の適用を受けようとする立地企業等協力者」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（適用除外）

第9条 第5条第1項第2号の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所については、適用しない。

2 第5条第2項の規定は、事業所の用に供する建物を賃借して立地をした場合及び第4条第1項第1号カに該当する事業所については、適用しない。

3 第6条の規定は、第4条第1項第1号アに該当する事業所の用に供する建物の賃貸については、適用しない。

第6条第1項を削り、同条第2項中「環境配慮型設備設置費助成金」を「第3条第4号の環境配慮型設備設置費助成金」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）太陽光発電設備設置費助成金 当該設備の太陽電池モジュールの出力値1キロワット当たり5万円とし、100万円を限度とする。

（2）雨水利用設備設置費助成金 当該設備の有効貯水量1立方メートル当たり5万円とし、100万円を限度とする。

第6条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「環境配慮型設備設置費助成金の交付」を「前項の環境配慮型設備設置費助成金」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、「区分ごとに」の次に「同一の設備について」を加え、同項を同条第2項とし、同条を第8条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「雇用奨励金」を「第3条第3号の雇用奨励金」に、「の奨励金額20万円に当該従業員の数を乗じた額

（その額が600万円を超えるときは、600万円）」を「20万円とし、600万円を限度」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「雇用奨励金」を「前項の雇用奨励金」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（立地企業等協力金）

第6条 第3条第2号の立地企業等協力金の額は、立地企業等協力者が立地企業等に対して賃貸した当該土地、家屋及び償却資産（立地の際に当該土地又は建物に付属するものに限る。）の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額とし、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

2 前項の立地企業等協力金は、同一の土地、建物及び償却資産に対しては、前項に規定する期間に限り交付する。

第4条の見出し中「企業立地促進奨励金」を「企業等立地促進奨励金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「企業立地促進奨励金」を「第3条第1号の企業等立地促進奨励金」に改め、「当該事業所等」を「当該土地、家屋及び償却資産」に、「額とする」を「額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、交付する」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）当該事業所の用に供する建物を取得し、又は新築した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年間とする。

（2）当該事業所の用に供する建物を賃借した場合は、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

第4条第2項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 当該事業所が本社の機能を有する場合には、前項の企業等立地促進奨励金を交付する期間は、同項各号に規定する期間にかかわらず、同項各号による区分に応じ、立地をした日の属する年の翌年の4月1日から起算して7年間とする。

第4条第3項を削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（交付要件）

第4条 前条第1号の企業等立地促進奨励金の交付を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる要件（第1号カに掲げるものにあつては、第2号及び第3号に掲げる要件を除く。）を全て満たさなければならない。

(1) 立地企業等であり、次に掲げる事業所の立地を行うものであること。

ア 規則で定める産業の分類（以下「産業分類」という。）が製造業である事業の用に供する工場としての事業所

イ 産業分類が総合工事業である事業の用に供する事業所

ウ 産業分類が情報通信業である事業の用に供する事業所

エ 産業分類が学術研究、専門・技術サービス業である事業の用に供する事業所

オ バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務である事業の用に供する事業所

カ 産業分類が一般診療所のうちの産科又は小児科である事業の用に供する事業所

キ その他特に産業の振興又は市民福祉の向上に寄与すると市長が認める事業所

(2) 次に掲げるいずれかの市内の適地に立地をしていること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域

イ アに掲げる区域以外の市内の区域であって、工場を中心とする事業所が集積するものとして市長が認めた区域

(3) 当該事業所に係る投下固定資産額が1億円以上で、常時雇用従業員が10人以上であること。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

2 前条第2号の立地企業等協力金の交付を受けようとする立地企業等協力者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 前項の交付要件を満たした立地企業等に対して、その所有する土地又は建物を当該立地企業等の事業の用に供するために賃貸すること。

(2) 前項第4号に掲げる要件

3 前条第3号の雇用奨励金の交付を受けようとする立地企業等は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件

(2) 当該事業所に新規雇用従業員（雇用奨励金の申請時において本市に継続して1年以上住所を有するものに限る。）を5人以上雇用し

ていること。

4 前条第4号の環境配慮型設備設置費助成金の交付を受けようとする立地企業等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件

(2) 立地をした日までに、当該事業所に太陽光発電設備又は雨水利用設備を設置していること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市企業等立地の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の立地について適用し、同日前の立地については、なお従前の例による。

議案第 41 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の規定により市が作成した導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税の特例措置を創設するためである。

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の3第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、ゼロとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事
(建築工事) |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 249,480,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市南流山3丁目10番地の16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人 |

参考資料

おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事（建築工事）概要

- 1 工事場所 流山市市野谷621番地の1
- 2 概要
 - (1) 工事概要 おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事
 - (2) 構造・規模 鉄骨造
地上3階建て
保育室10室
 - (3) 敷地面積 821.92平方メートル
 - (4) 建築面積 417.05平方メートル
 - (5) 延べ床面積 1,208.80平方メートル
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から平成31年3月15日まで
- 4 設計 松戸市南花島1丁目5番地の11
株式会社鈴木建築設計事務所
- 5 施工 流山市南流山3丁目10番地の16
サンコーテクノ株式会社
- 6 工事費 249,480,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

業 者 経 歴 表

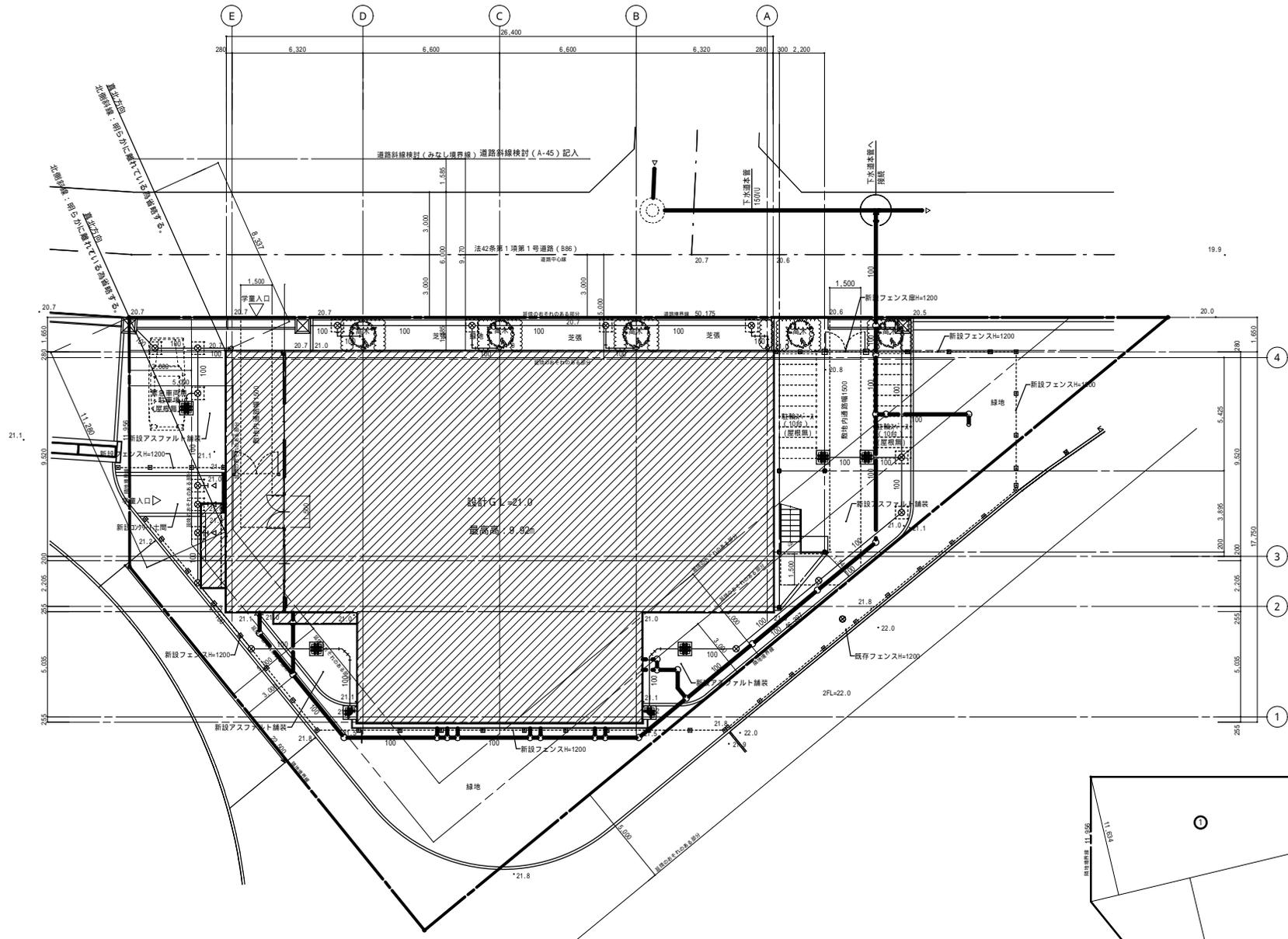
会 社 名	サンコーテクノ株式会社			
自 己 資 本 額	9,651,835千円 (資本金額 768,590千円)			
所 在 地	本 社	流山市南流山3丁目10番地の16		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成26年9月12日 国土交通大臣許可(特-26)第17407号			
営 業 種 目	土木、大工、とび・土工、屋根、鋼構造物、ほ装、塗装、内装仕上げ、建具工事業 建築、左官、石、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、防水、熱絶縁、水道施設工事業			
代 表 者	代表取締役 洞下 英人			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成29年3月期	0	1,577,981	1,577,981
	平成30年3月期	307,090	2,032,863	2,339,953
	平 均	153,545	1,805,422	1,958,967
過去の主な工事経歴	工 事 名	流山市立南流山小学校校舎増築工事(建築工事)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	825,120,000円		
	工 期	平成28年10月5日～平成30年2月28日		
	受注形態	共同企業体方式による構成員		
	工 事 名	流山市立向小金小学校校舎及び学童クラブ増築工事		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	153,900,000円		
	工 期	平成26年6月11日～平成27年3月15日		
受注形態	元請			
工 事 名	流山市立東深井小学校校舎増築工事			
発 注 者	流山市			
工 事 金 額	165,955,000円			
工 期	平成24年6月28日～平成25年3月20日			
受注形態	元請			

工事名称	
工事名称	おおたかの森小学校区新学童クラブ創設工事（建築工事）
工事場所	流山市市野谷621番地の1
主要用途	学童クラブ（児童福祉施設）
工事種別	新築工事
敷地状況	
都市計画区域	流山都市計画区域内
区域区分	市街化区域
敷地面積	821.92 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60 %
容積率	200 %
防火地域	指定なし
高度地区	第一種高度地区（12m）
日影規制	最高高さ10m以上 3時間/2時間（地盤面+4.0m）
許容建築面積	493.15 m ²
許容延床面積	1,643.84 m ²
接道	法第42条第1項第1号道路（B86）
その他の地域地区	法22条指定区域
景観計画区域	景観計画区域
景観計画重点区域	つくばエクスプレス沿線整備区域
土地区画整理促進区域	新市街地区土地区画整理促進区域
土地区画整理事業区域	新市街地区一体型特定土地区画整理事業
土地区画整理事業街区番号	新市街地区（B62）
建物面積表	
建築面積	417.05 m ²
1階床面積	401.46 m ²
2階床面積	403.67 m ²
3階床面積	403.67 m ²
延べ床面積	1,208.80 m ²
建ぺい率	$417.05 / 821.92 \times 100 = 50.74 \%$
容積率	$1,208.80 / 821.92 \times 100 = 147.07 \%$
構造・規模	
耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物
構造・規模	鉄骨造 地上3階建
建物高さ	9.92 m
1階・階構成	ポーチ、玄関、児童玄関、指導員室、ロッカー室、休憩室、キッチン、洗濯室、倉庫、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ、水飲場、階段室、廊下、保育室（2室）
2階・階構成	キッチン、倉庫、男子トイレ、女子トイレ、水飲場、階段室、廊下、保育室（4室）
3階・階構成	キッチン、倉庫、男子トイレ、女子トイレ、水飲場、階段室、廊下、保育室（4室）

設計概要

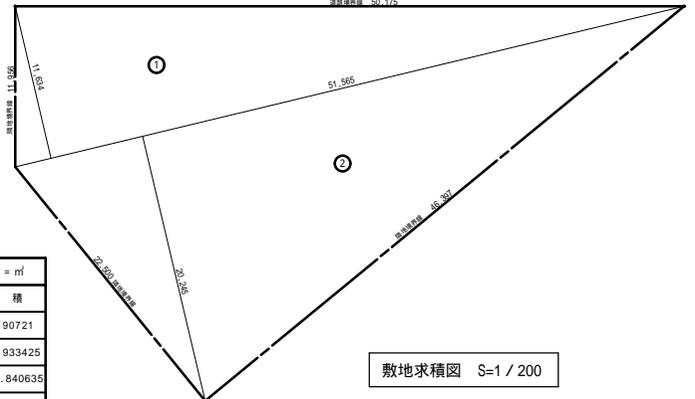


位置図

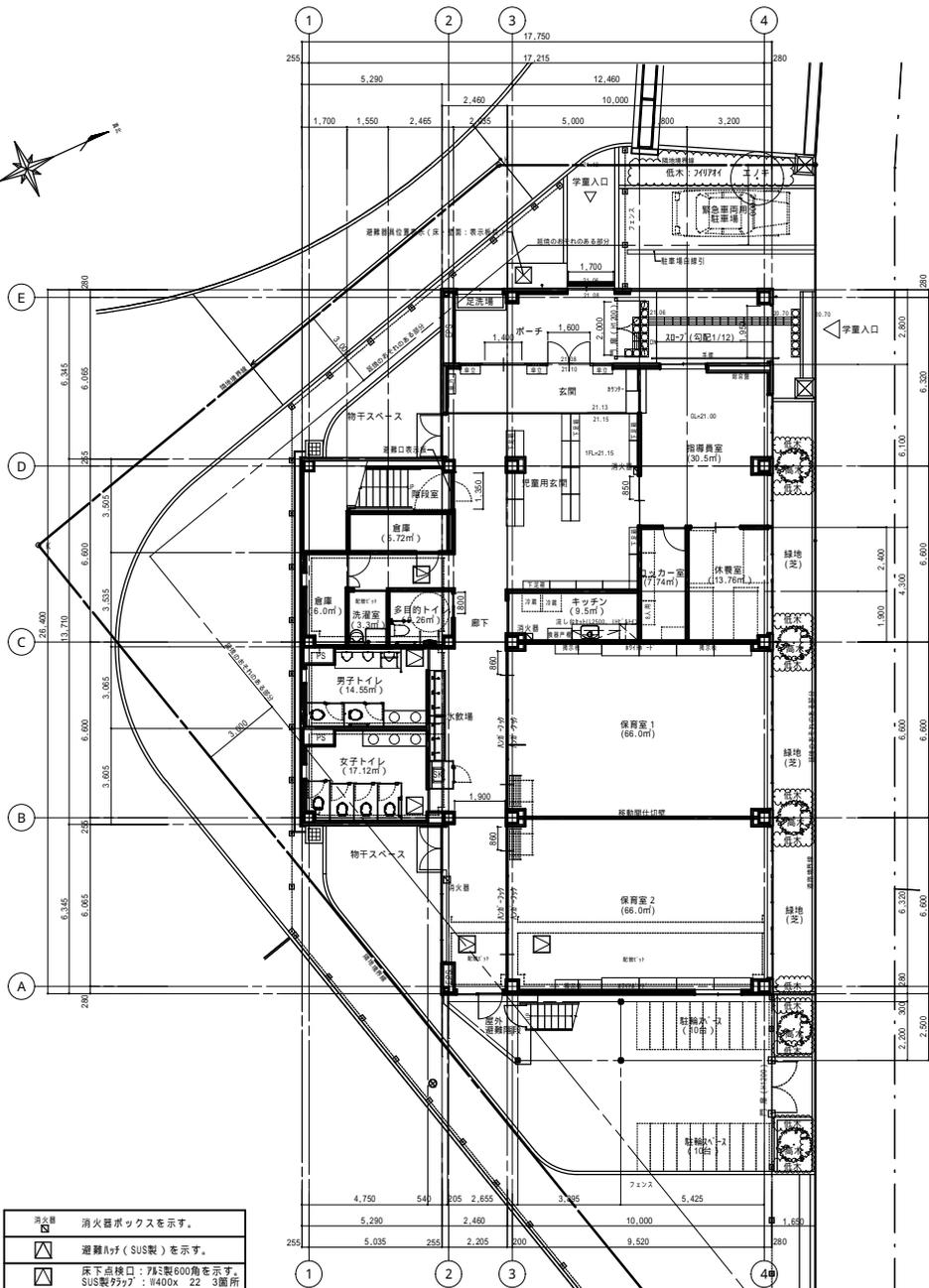


配置図 S=1 / 100

敷地面積表		単位 = m ²	
	計算式		面積
①	51.565 × 11.634		599.90721
②	51.565 × 20.245		1043.933425
倍面積計			1643.840635
敷地面積			821.92

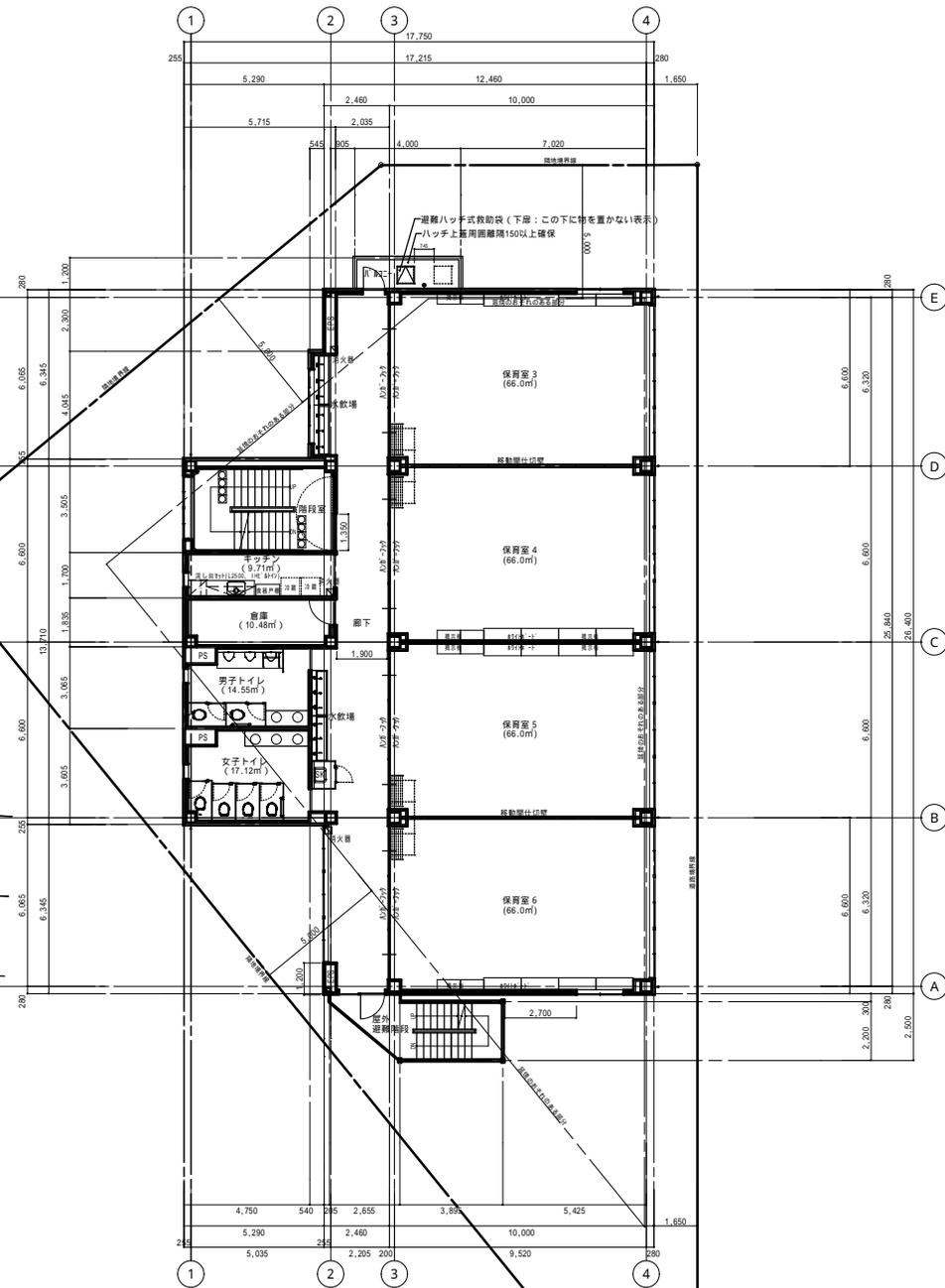


敷地求積図 S=1 / 200

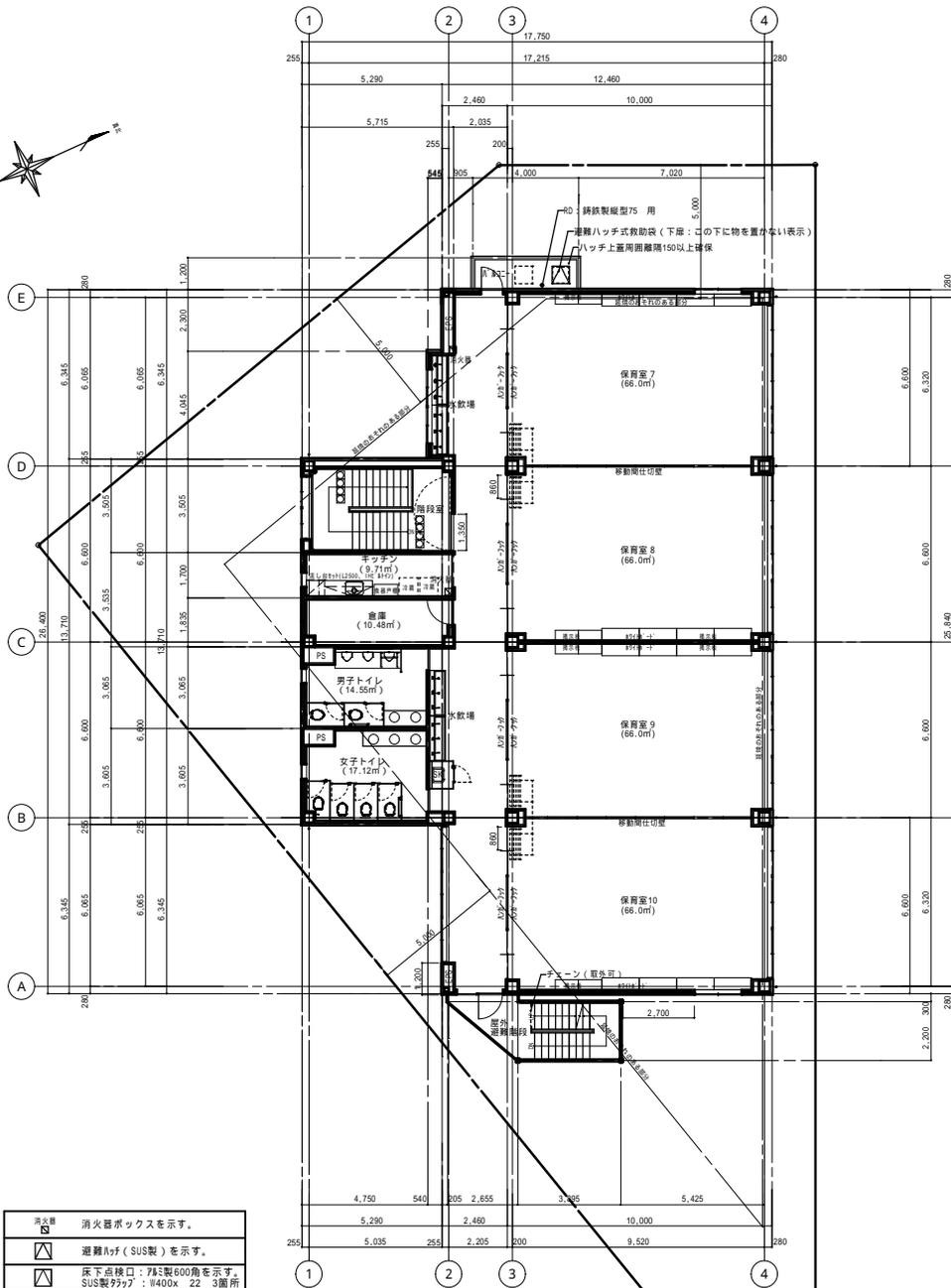


1階 平面図

- 消火器 消火器ボックスを示す。
- 避難ハッチ (SUS製) を示す。
- 床下点検口: 7対600角を示す。
SUS製9対7: W400x 22 3箇所
- ピクトサイン: 200角・突出型
ピクトサイン: 200角・平均型
- K 敷地境界杭を設置する。
- LGSS W65@450下地
- GB-F両面張t=12.5+12.5
- LGSS W65@450FF下地
(C732-324kg/m² t=60充填)
- GB-F両面張t=12.5+12.5

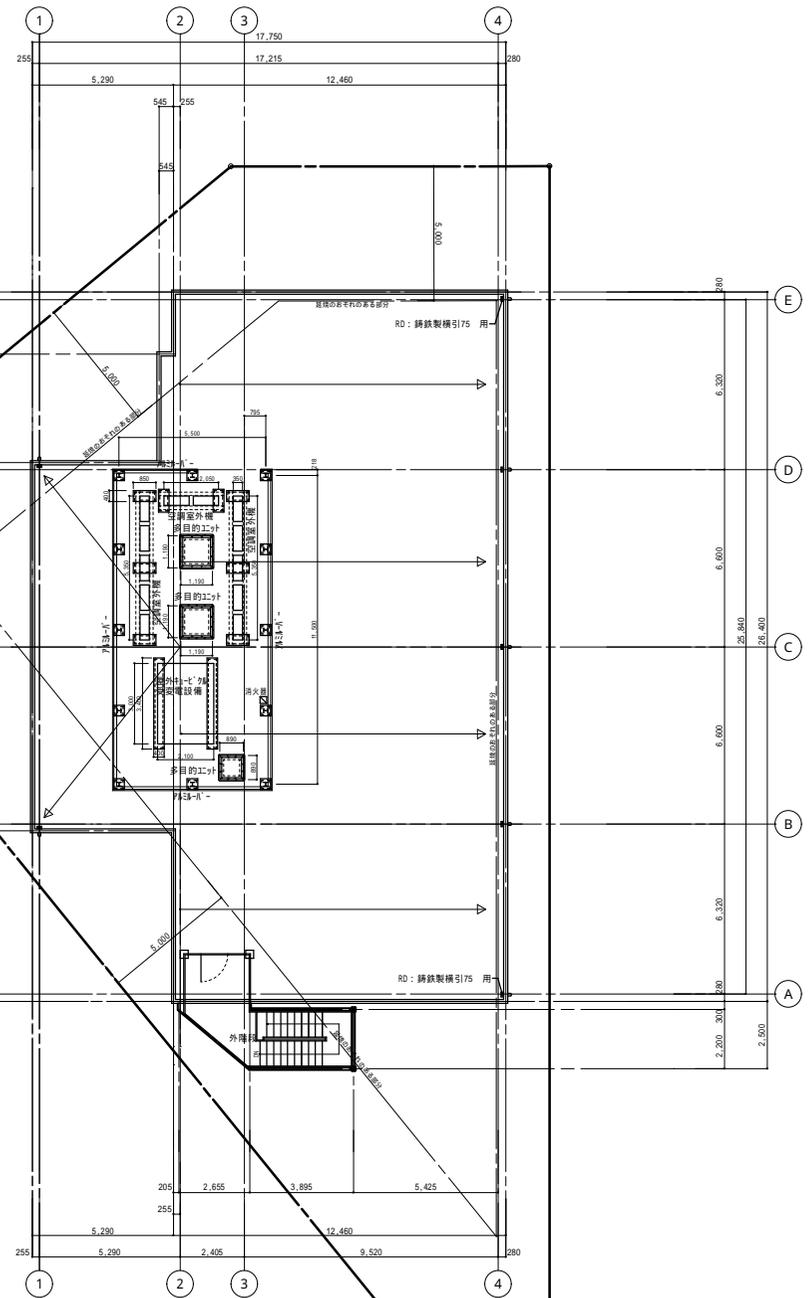


2階 平面図

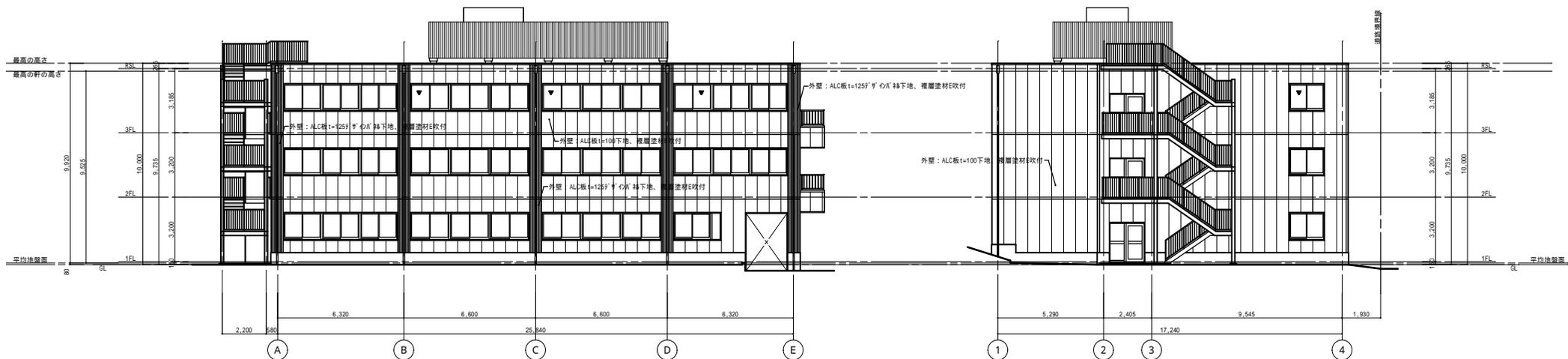


3階 平面図

消火器	消火器ボックスを示す。
避難ハッチ (SUS製)	避難ハッチ (SUS製) を示す。
床下点検口	床下点検口: 7桁製600角を示す。 SUS製9桁: W400x 22 3箇所
ピクトサイン	ピクトサイン: 200角・突出型 ピクトサイン: 200角・平付型

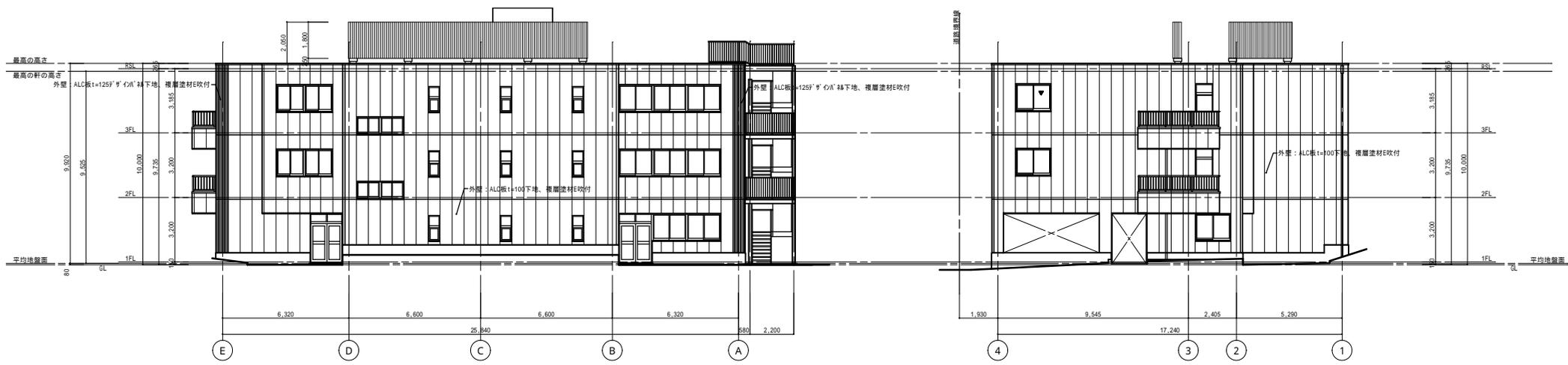


R階 平面図



北側 立面図 S=1 / 100

東側 立面図 S=1 / 100



南側 立面図 S=1 / 100

西側 立面図 S=1 / 100

議案第 43 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） | 1台 |
| 2 | 取得目的 | 消防自動車の更新 | |
| 3 | 取得金額 | 49,140,000円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都台東区浅草橋5丁目4番2号 横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所
所長 真舘 知誉 | |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 | |

消防ポンプ自動車（CD-I型）概要

- 1 型式 消防ポンプ自動車（CD-I型）
3トン級シャーシ、ハイルーフダブルキャブ、低床式
- 2 規格 全長6,100ミリメートル×全幅1,900ミリメートル×全高3,000ミリメートル
- 3 エンジン出力 110KW（150）PS程度
- 4 駆動 4輪駆動方式
- 5 乗車人員 5名
- 6 主な車両装備品及び付属品
 - （1）LED赤色警光灯
 - （2）モーターサイレン
 - （3）空気呼吸器一式
 - （4）照明器具一式
 - （5）三連梯子
 - （6）一連梯子
 - （7）ホースカー
 - （8）救助ロープ（12ミリメートル×200メートル）
 - （9）電池式油圧救助器具（スプレッダー）
 - （10）電池式油圧救助器具（カッター）
 - （11）電池式油圧救助器具（ラムシリンダー）
 - （12）エアソー
 - （13）エンジンカッター
 - （14）チェーンソー
 - （15）マット型空気ジャッキ
 - （16）可搬式ウインチ（チルホール）
 - （17）充電式レシプロソー
- 7 履行期間 議会の議決の日の翌日から210日

業 者 経 歴 表

会 社 名	ジーエムいちほら工業株式会社	
代 表 者	代表取締役 光野 幸子	
自 己 資 本 の 額	2,975,286千円 (資本金額 4,950千円)	
所 在 地	本 社	栃木県鹿沼市縦山町上原267番地
	営 業 所 等	東京営業所 (東京都台東区浅草橋5丁目4番2号 横山ビル) ほか3営業所
主な取扱商品及び事業内容	(1) 消防ポンプ自動車製造・特殊消防ポンプ自動車製造販売 (2) 消防用機材及び部品等の製造販売・消防用車両修理及びアフターサービス	
過去2か年の年間平均販売実績高	平成28年3月期	1,728,960千円
	平成29年3月期	1,788,106千円
	平 均	1,758,533千円
過去2か年の主な販売実績	物 品 名	災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型)
	発 注 者	小田原市
	契 約 金 額	30,993,773円
	納入年月日	平成30年3月16日
過去2か年の主な販売実績	物 品 名	CD-I型消防ポンプ自動車
	発 注 者	銚子市
	契 約 金 額	33,948,550円
	納入年月日	平成30年1月10日
過去2か年の主な販売実績	物 品 名	消防ポンプ自動車
	発 注 者	小田原市
	契 約 金 額	37,759,300円
	納入年月日	平成29年2月28日
過去2か年の主な販売実績	物 品 名	消防ポンプ自動車 (CD-I型) の製造
	発 注 者	市川市
	契 約 金 額	42,984,000円
	納入年月日	平成29年2月24日

議案第 44 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、平成30年度以後の市民税、固定資産税、市たばこ税等の賦課等について特に緊急を要したため、平成30年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第45条第3項」を「第45条第5項」に、「第47条の2」を「第47条の2第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第22条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第45条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第30条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第33条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第33条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第35条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第44条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第44条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第44条の5第1項」と

の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第45条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第47条の2第2項」を「第47条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第45条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において

「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

- 1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。第47条の2第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
 - 2 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第47条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
 - 3 第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条の2に次の2項を加える。
- 5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。こ

の場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第48条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第82条を第82条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第82条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第83条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第83条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第84条第1項中「第82条第1項」を「第82条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第88条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗

じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第84条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第82条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められて

いる加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第84条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第85条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第86条第3項中「第82条」を「第82条の2」に改める。

第88条中「第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第1条の2第1項中「第45条第3項」を「第45条第5項」に改め、同条第2項中「第47条の2」を「第47条の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第1条の2の2第1項中「第47条の2に」を「第47条の2第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第1条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第5条の3第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第5条の3第10項から第14項までを4項ずつ繰り下げ、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の4項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の4第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項と

し、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第6条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）」を付す。

附則第8条の3の見出しを削り、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第10条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第12条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第84条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第5条の3第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

第3条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第84条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第85条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第84条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第85条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第83条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第84条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量

を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(流山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 流山市税条例の一部を改正する条例(平成27年流山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「流山市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第82条第1項」を「流山市税条例第82条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中流山市税条例第82条を第82条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第83条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第84条から第86条まで及び第88条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中流山市税条例第23条第2項の改定規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第35条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第12条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中流山市税条例第84条第3項の改定規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中流山市税条例第22条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中流山市税条例第23条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第33条の2及び第33条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の流山市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第47条の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第22条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（流山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年流山市条例第20号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の流山市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第82条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として

当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第18条、第88条第4項及び第5項、第90条の2並びに第91条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第88条第1項若しくは第2項、	流山市税条例等の一部を改正する条例（平成30年流山市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
------	-----------------	---

第 1 8 条 第 2 号	第 8 8 条 第 1 項 若しくは 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 2 項
第 1 8 条 第 3 号	第 7 3 条 の 6 第 1 項 の 申告 書、第 8 8 条 第 1 項 若しくは 第 2 項 の 申告 書 又は 第 1 3 1 条 第 1 項 の 申告 書 で その 提出 期限	平成 3 0 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 3 項 の 納 期 限
第 8 8 条 第 4 項	施行 規則 に 定める 様 式	地方 税法 施行 規則 の 一 部 を 改正 する 省 令 (平成 3 0 年 総 務 省 令 第 2 4 号) 別 記 第 2 号 様 式
第 8 8 条 第 5 項	第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 3 項
第 9 0 条 の 2 第 1 項	第 8 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 2 項
	当該 各 項	同 項
第 9 1 条 第 2 項	第 8 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附則 第 5 条 第 3 項

- 5 30 年新条例第 8 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持分課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第18条第3号の項中「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」とあるのは、「第88条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の流山市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第18条、第88条第4項及び第5項、第90条の2並びに第91条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第88条第1項若しくは第2項、	流山市税条例等の一部を改正する条例(平成30年流山市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第8条第3項、
第18条第2号	第88条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第18条第3号	第73条の6第1項の申告書、第88条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第88条第4項	施行規則に定める様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第88条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第90条の2第1項	第88条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項

	当該各項	同項
第 9 1 条 第 2 項	第 8 8 条 第 1 項 又は 第 2 項	平成 3 0 年 改正 条例 附 則 第 8 条 第 3 項

5 3 2 年新 条例 第 8 9 条 の 規 定 は、 販 売 契 約 の 解 除 そ の 他 や む を 得 ない 理 由 に よ り、 市 の 区 域 内 に 営 業 所 の 所 在 す る 小 売 販 売 業 者 に 売 り 渡 し た 製 造 た ば こ の う ち、 第 1 項 の 規 定 に よ り 市 た ば こ 税 を 課 さ れ た、 又 は 課 さ れ る べ き も の の 返 還 を 受 け た 卸 売 販 売 業 者 等 に つ い て 準 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 卸 売 販 売 業 者 等 は、 施 行 規 則 第 1 6 条 の 2 の 5 又 は 第 1 6 条 の 4 の 規 定 に よ り、 こ れ ら の 規 定 に 規 定 す る 申 告 書 に 添 付 す べ き 施 行 規 則 第 1 6 号 の 5 様 式 に よ る 書 類 中 「返 還 の 理 由 及 び そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項」 欄 に、 当 該 控 除 又 は 還 付 を 受 け よ う と す る 製 造 た ば こ に つ い て 第 1 項 の 規 定 に よ り 市 た ば こ 税 が 課 さ れ た、 又 は 課 さ れ る べ き で あ っ た 旨 を 証 す る に 足 り る 書 類 に 基 づ い て、 当 該 返 還 に 係 る 製 造 た ば こ の 品 目 ご と の 本 数 を 記 載 し た 上 で 同 様 式 に よ る 書 類 を こ れ ら の 申 告 書 に 添 付 し な け れ ば な ら ない。

(市 た ば こ 税 に 関 す る 経 過 措 置)

第 9 条 別 段 の 定 め が あ る も の を 除 き、 附 則 第 1 条 第 8 号 に 掲 げ る 規 定 の 施 行 の 日 前 に 課 し た、 又 は 課 す べ き で あ っ た 市 た ば こ 税 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る。

(手 持 品 課 税 に 係 る 市 た ば こ 税)

第 1 0 条 平 成 3 3 年 1 0 月 1 日 前 に 売 渡 し 等 が 行 わ れ た 製 造 た ば こ を 同 日 に 販 売 の た め 所 持 す る 卸 売 販 売 業 者 等 又 は 小 売 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お い て、 こ れ ら の 者 が 所 得 税 法 等 改 正 法 附 則 第 5 1 条 第 1 1 項 の 規 定 に よ り 製 造 た ば こ の 製 造 者 と し て 当 該 製 造 た ば こ を 同 日 に こ れ ら の 者 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 か ら 移 出 し た も の と み な し て 同 項 の 規 定 に よ り た ば こ 税 を 課 さ れ る こ と と な る と き は、 こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 と し て 当 該 製 造 た ば こ (こ れ ら の 者 が 卸 売 販 売 業 者 等 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 貯 蔵 場 所、 こ れ ら の 者 が 小 売 販 売 業 者 で あ る 場 合 に は 市 の 区 域 内 に 所 在 す る 当 該 製 造 た ば こ を 直 接 管 理 す る 営 業 所 に お い て 所 持 さ れ る も の に 限 る。) を 同 日 に 小 売 販 売 業 者 に 売 り 渡 し た も の と み な し て、 市 た ば こ 税 を 課 す る。 こ の 場 合 に お け る 市 た ば こ 税 の 課 税 標 準 は、 当 該 売 り 渡 し た も の と み な

される製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の流山市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第18条、第88条第4項及び第5項、第90条の2並びに第91条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第88条第1項若しくは第2項、	流山市税条例等の一部を改正する条例(平成30年流山市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において、「平成30年改正条例」という。)附則第10条第3項、
第18条第2号	第88条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第18条第3号	第73条の6第1項の申告書、第88条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限

第 8 8 条 第 4 項	施行規則に定める様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 3 0 年総務省令第 2 5 号)別記第 2 号様式
第 8 8 条 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項
第 9 0 条 の 2 第 1 項	第 8 8 条 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 2 項
	当該各項	同項
第 9 1 条 第 2 項	第 8 8 条 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項

5 3 3 年新条例第 8 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、平成30年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、平成30年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(流山市都市計画税条例の一部改正)

第1条 流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項、第8項及び第10項」を「附則第8項、第9項及び第11項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「平成27年度か

ら平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 流山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第17項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 附則第16項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 46 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準の改正について特に緊急を要したため、平成30年3月30日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の次に次のように加える。

第4条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第36条の改正規定中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」の次に「及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの基本方針に関する基準の改正について特に緊急を要したため、平成30年3月30日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の改正規定中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」の次に「及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が平成30年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について特に緊急を要したことから、同年3月30日付けで専決処分したため、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 49 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市おおたかの森ホール
- 2 指定管理者となる団体
東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
MORIHIBIKU共同企業体
（代表団体）
東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
アクティオ株式会社
代表取締役 鈴木 悟
- 3 指定の期間
平成31年3月1日から平成36年3月31日まで

議案第 50 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、事件の解決を図ることについて特に緊急を要したことから平成30年4月13日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

平成28年9月6日に発生した公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月13日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事 件 名 | 生涯学習部公民館の職員が、文化会館ホールにおけるイベントの周知活動の用務で公用車を運転し市道を直進していたところ、対向車とのすれ違いの直後に前方右側から飛び出してきた幼児と衝突したことによる人身事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 平成28年9月6日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市江戸川台東3丁目373番4地先 |
| 4 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇
(親権者)
流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
(代理人)
埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和 解 成 立 年 月 日 | 平成30年4月13日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額10,020,190円のうち、8,517,161円を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 8,517,161円 |

議案第 51 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）が平成30年3月22日に公布され、同令による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正が同年4月1日に施行されたことに伴い、平成30年度以後の国民健康保険料の賦課基準を改めることについて特に緊急を要したため、平成30年3月30日付けで専決処分したので、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1号及び第2号の改正規定のうち同条第1号イに係る部分中「（法）」を「（法附則第22条の規定により読み替えられた法）」に、「介護保険法」を「高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法」に改め、同改正規定のうち同号カに係る部分中「介護納付金」を「病床転換支援金等並びに介護納付金」に改め、同改正規定のうち同条第2号イに係る部分中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に、「介護納付金」を「病床転換支援金等並びに介護納付金」に改め、同改正規定のうち同号ウに係る部分中「法第70条第1項」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」に改める。

第16条の2第1号及び第2号の改正規定のうち同条第1号に係る部分中「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に改め、同改正規定のうち同条第2号アに係る部分中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に改める。

第16条の10第1号及び第2号の改正規定のうち同条第2号アに係る部分中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市営住宅平方団地を廃止するほか、条文の整備を行うため
である。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第
24号）の一部を次のように改正する。

第45条中「「入居」とあるのは「使用」」を「「に入居した」とあ
るのは「を使用した」と、「入居時」とあるのは「使用時」と、「入居
の」とあるのは「使用の」」に改める。

第55条第2項中「「住宅」とあるのは「駐車場」」を「「の住宅」
とあるのは「の駐車場」」に改める。

第56条中「「入居」とあるのは「使用」と、「住宅」とあるのは
「駐車場」」を「「に入居した」とあるのは「を使用した」と、「その
入居」を「その使用」と、「住宅以外」を「駐車場以外」」に改める。

別表中市営住宅平方団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成30年6月7日提出

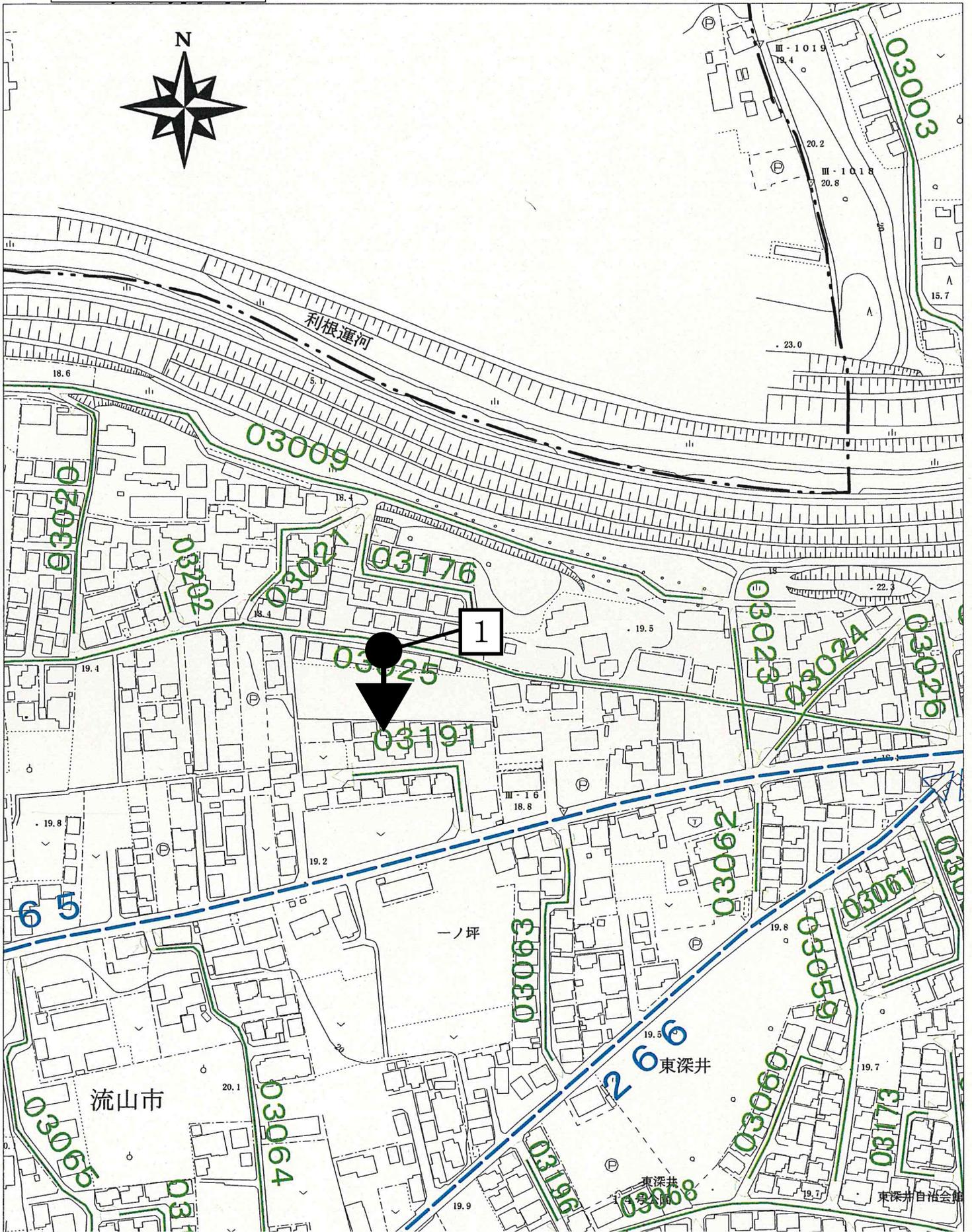
流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	03271	東深井区画271号線	東深井字一ノ坪451番61	
			同 所同 番186	
2	03272	東深井区画272号線	東深井字山ノ越950番11	
			同 所970番9	
3	07051	美原区画51号線	美原2丁目118番2	
			同 所同 番32	
4	19057	南区画57号線	南字上耕地395番	
			南字下耕地412番1	
5	23033	下花輪区画33号線	下花輪字上割564番	
			同 所550番5	
6	23034	下花輪区画34号線	下花輪字上割523番	
			同 所530番3	
7	23035	下花輪区画35号線	下花輪字北ノ下199番1	
			同 所191番1	
8	23036	下花輪区画36号線	下花輪字北ノ下771番2	
			下花輪字西山814番2	
9	26022	西初石3丁目区画22号線	西初石3丁目458番5	
			同 所461番33	
10	28049	西初石5丁目区画49号線	西初石5丁目101番7	
			同 所177番5	
11	28050	西初石5丁目区画50号線	西初石5丁目101番6	
			同 所同 番5	
12	28504	西初石5丁目4号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目181番58	
			同 所180番12	
13	30063	東初石1・2丁目区画63号線	東初石1丁目71番29	
			同 所同 番11	
14	33069	東初石5丁目区画69号線	東初石5丁目12番1	
			十太夫238番1	
15	33070	東初石5丁目区画70号線	東初石5丁目11番	
			同 所178番21	
16	33071	東初石5丁目区画71号線	東初石5丁目181番17	
			同 所同 番121	
17	33072	東初石5丁目区画72号線	東初石5丁目181番13	
			東初石6丁目181番35	
18	33504	東初石5丁目4号自転車歩行者専用道路	東初石5丁目180番12	
			同 所同 番11	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
19	34011	東初石6丁目区画11号線	東初石6丁目186番119	
			同 所187番19	
20	34506	東初石6丁目6号自転車歩行者専用道路	東初石6丁目182番1	
			同 所同 番10	
21	37097	十太夫区画97号線	十太夫233番1	
			東初石6丁目181番118	
22	37098	十太夫区画98号線	十太夫1番17	
			同 所同番21	
23	37518	十太夫18号自転車歩行者専用道路	十太夫2番108	
			駒木字中橋上78番	
24	38098	駒木区画98号線	駒木字駒木橋上153番2	
			駒木字中橋上82番4	
25	38099	駒木区画99号線	駒木字中橋上82番7	
			同 所85番2	
26	38100	駒木区画100号線	駒木字中橋上85番4	
			同 所同 番3	
27	38101	駒木区画101号線	駒木字中橋上95番27	
			同 所89番	
28	38102	駒木区画102号線	駒木字駒木橋上148番	
			同所字中橋上24番1	
29	38103	駒木区画103号線	駒木字中橋上23番1	
			同 所9番4	
30	38104	駒木区画104号線	駒木字中橋上23番2	
			同 所同 番1	
31	38105	駒木区画105号線	駒木字中溜上341番1	
			同 所331番25	
32	38106	駒木区画106号線	駒木字中溜上336番	
			同 所335番2	
33	38107	駒木区画107号線	駒木字中溜上336番	
			同 所331番9	
34	38108	駒木区画108号線	駒木字中溜上331番3	
			同 所同 番21	
35	38109	駒木区画109号線	駒木字中溜上331番25	
			駒木字堂台254番	
36	38110	駒木区画110号線	駒木字中溜上324番2	
			駒木字堂台255番	

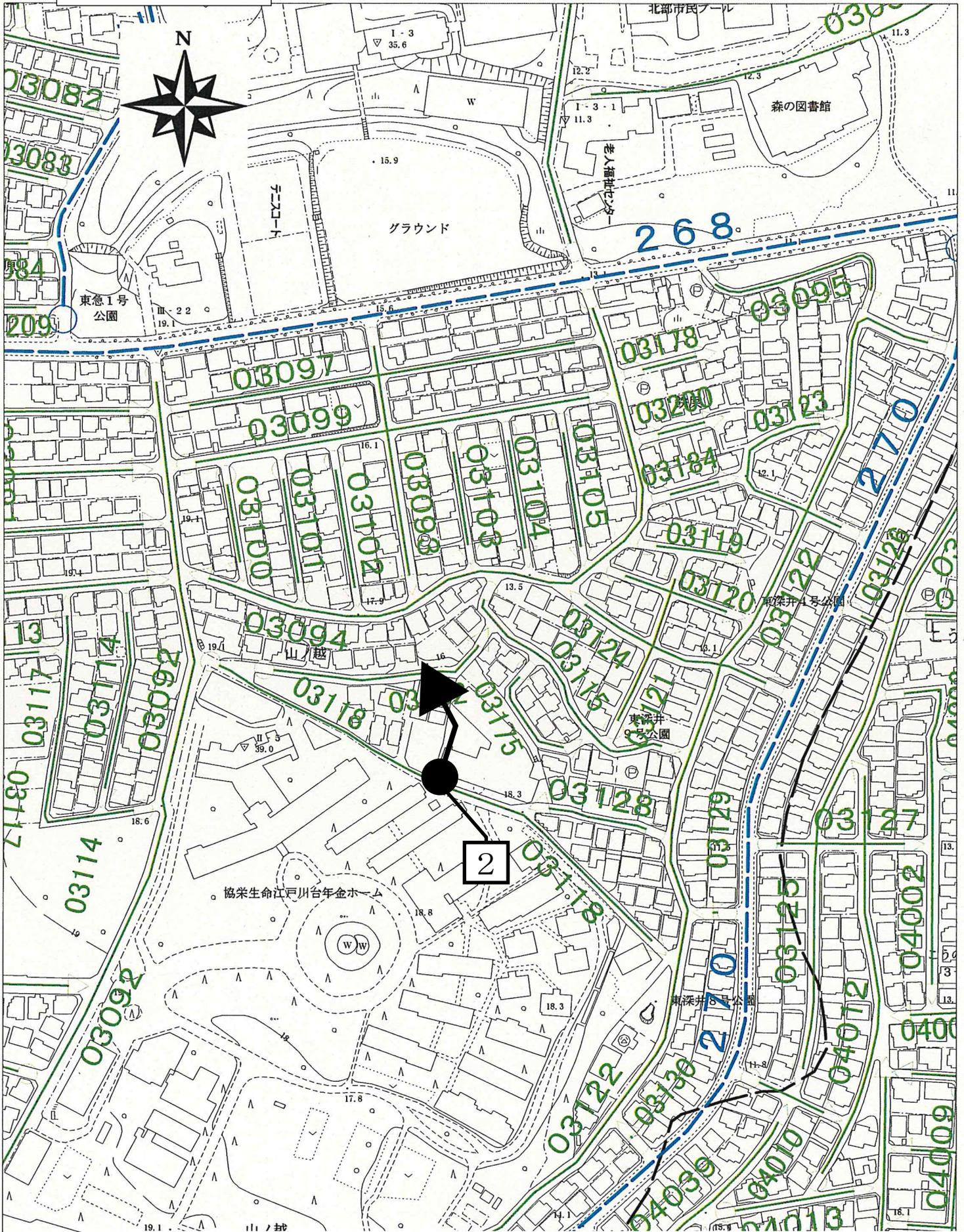
整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
37	38111	駒木区画111号線	駒木字中溜上347番3	
			同 所342番2	
38	38112	駒木区画112号線	駒木字中溜上346番3	
			同 所348番	
39	38113	駒木区画113号線	駒木字中溜上345番	
			同 所342番2	
40	38114	駒木区画114号線	駒木字中橋上84番	
			同 所93番2	
41	38115	駒木区画115号線	駒木字駒木橋上114番	
			駒木字中橋上105番	
42	38116	駒木区画116号線	駒木字中橋上69番18	
			同 所87番2	
43	38117	駒木区画117号線	駒木1080番3	
			東初石6丁目187番198	
44	38504	駒木4号自転車歩行者専用道路	駒木字堂台267番1	
			同 所266番1	
45	40116	市野谷区画116号線	市野谷字宮尻640番	
			同 所650番2	
46	40117	市野谷区画117号線	市野谷字宮尻646番6	
			同 所642番1	

市道認定図



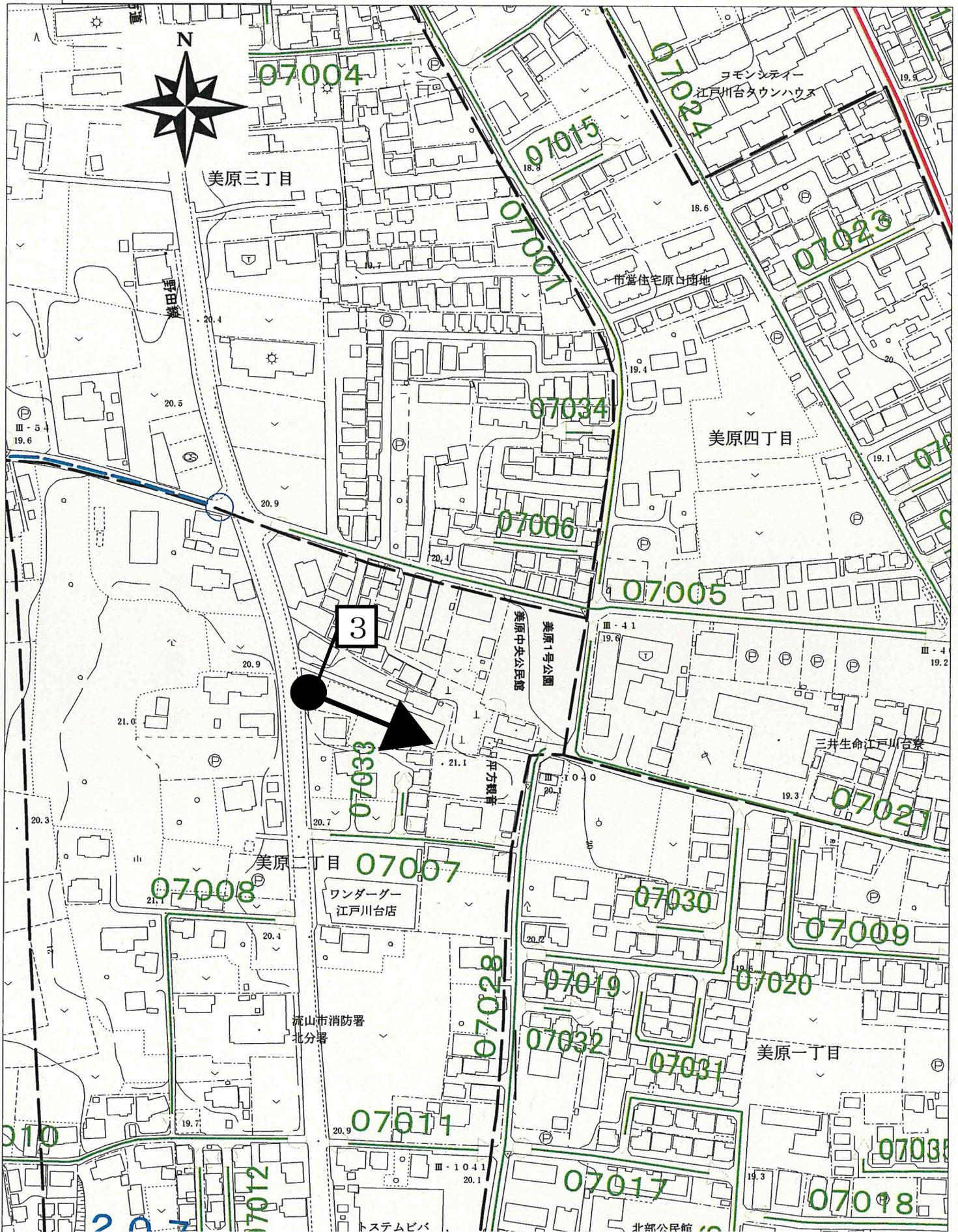
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
1	03271	東深井区画271号線	26.17	6.00	11.00

市道認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
2	03272	東深井区画272号線	65.54	5.01	5.01

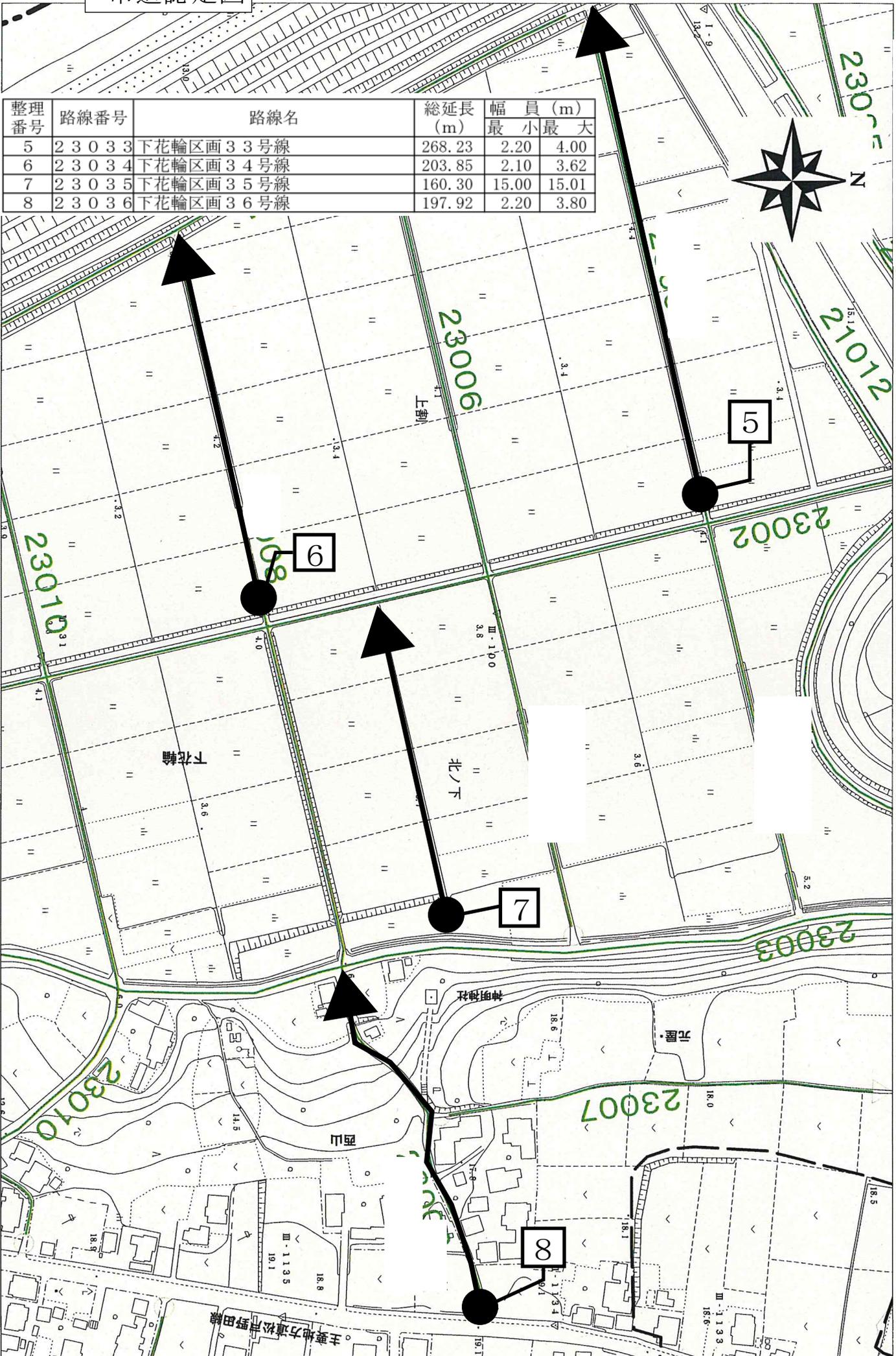
市道認定図



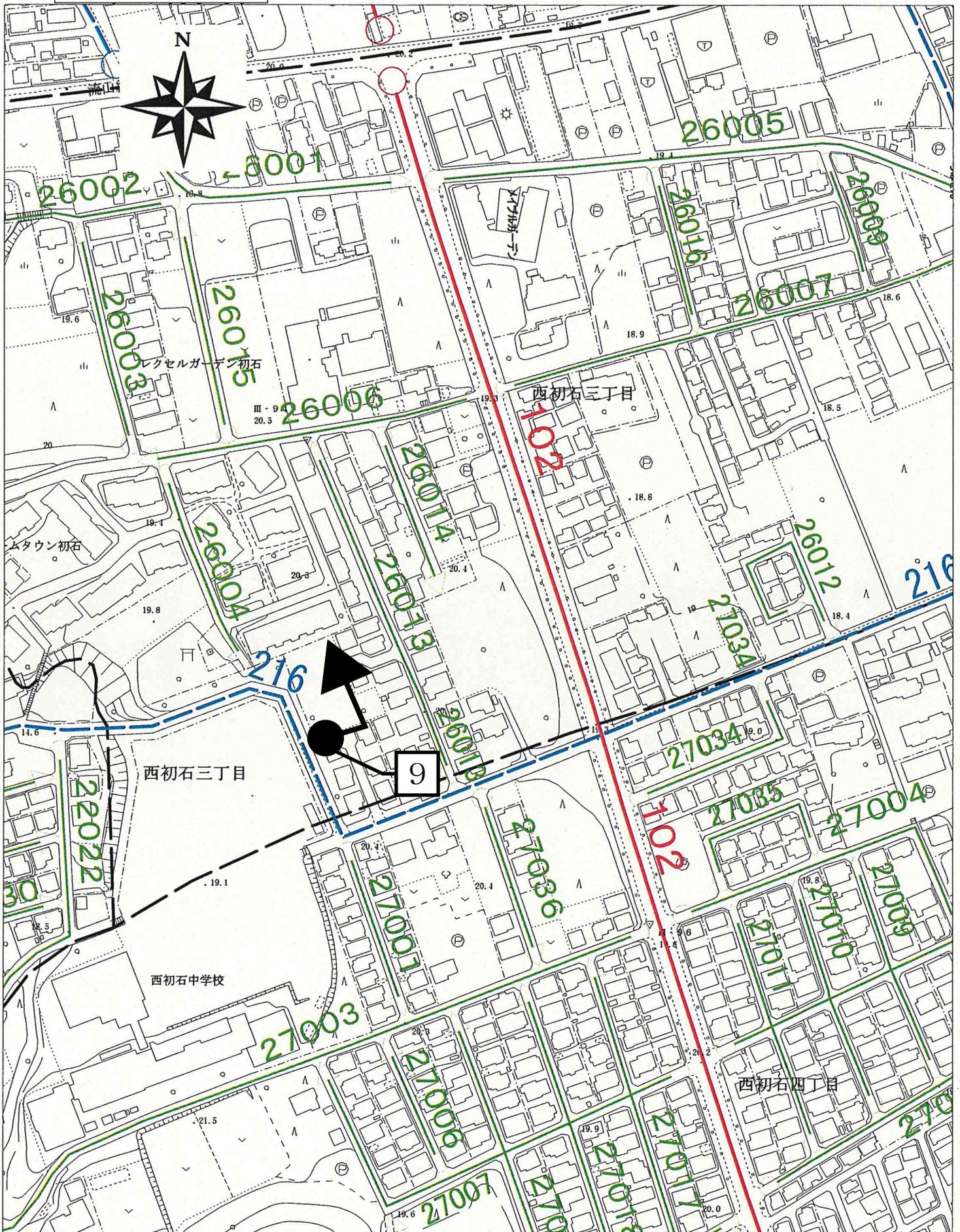
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
3	07051	美原区画51号線	59.88	5.00	9.27

市道認定図

整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
5	23033	下花輪区画33号線	268.23	2.20	4.00
6	23034	下花輪区画34号線	203.85	2.10	3.62
7	23035	下花輪区画35号線	160.30	15.00	15.01
8	23036	下花輪区画36号線	197.92	2.20	3.80



市道認定図

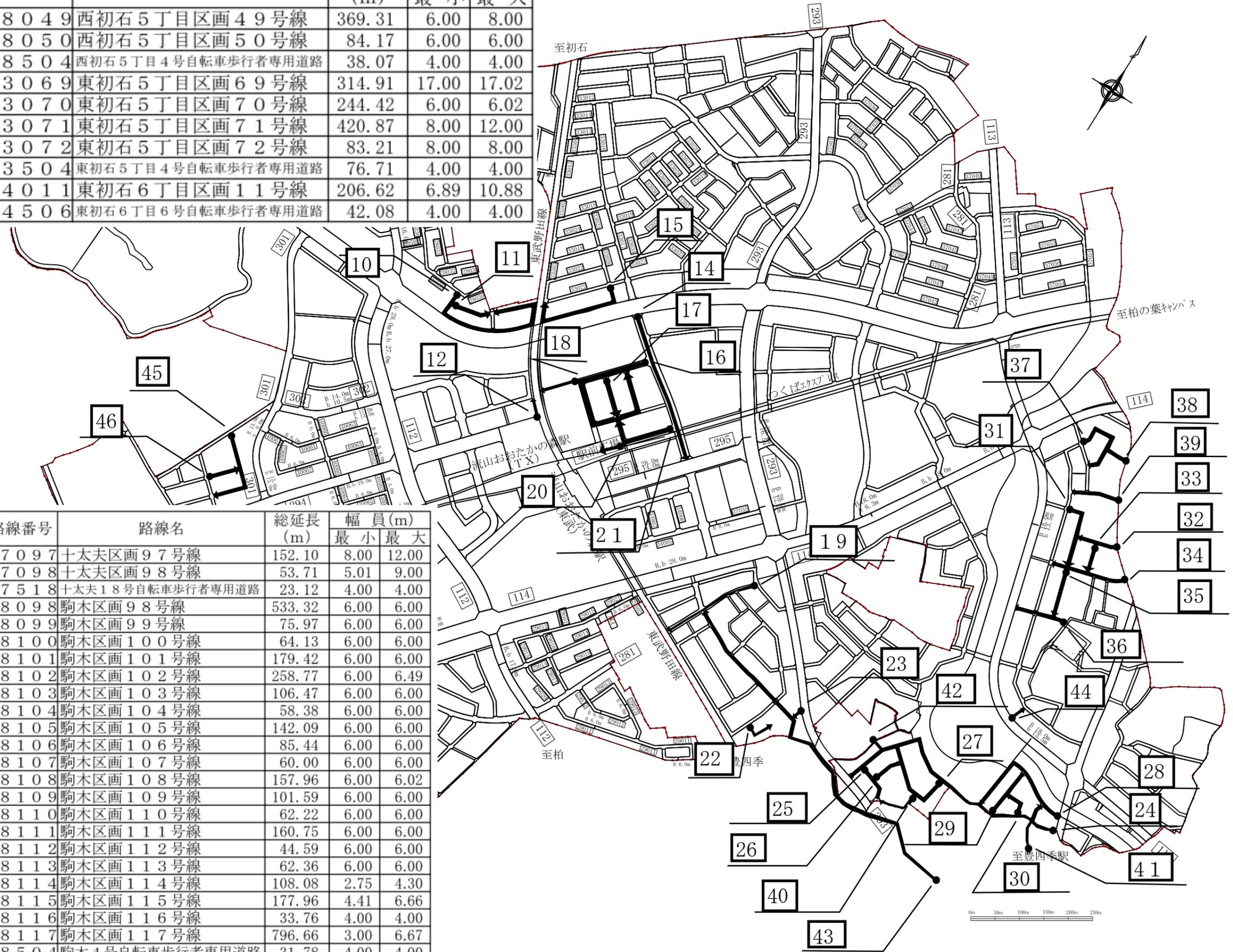


整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
9	26022	西初石3丁目区画22号線	39.49	5.01	9.01

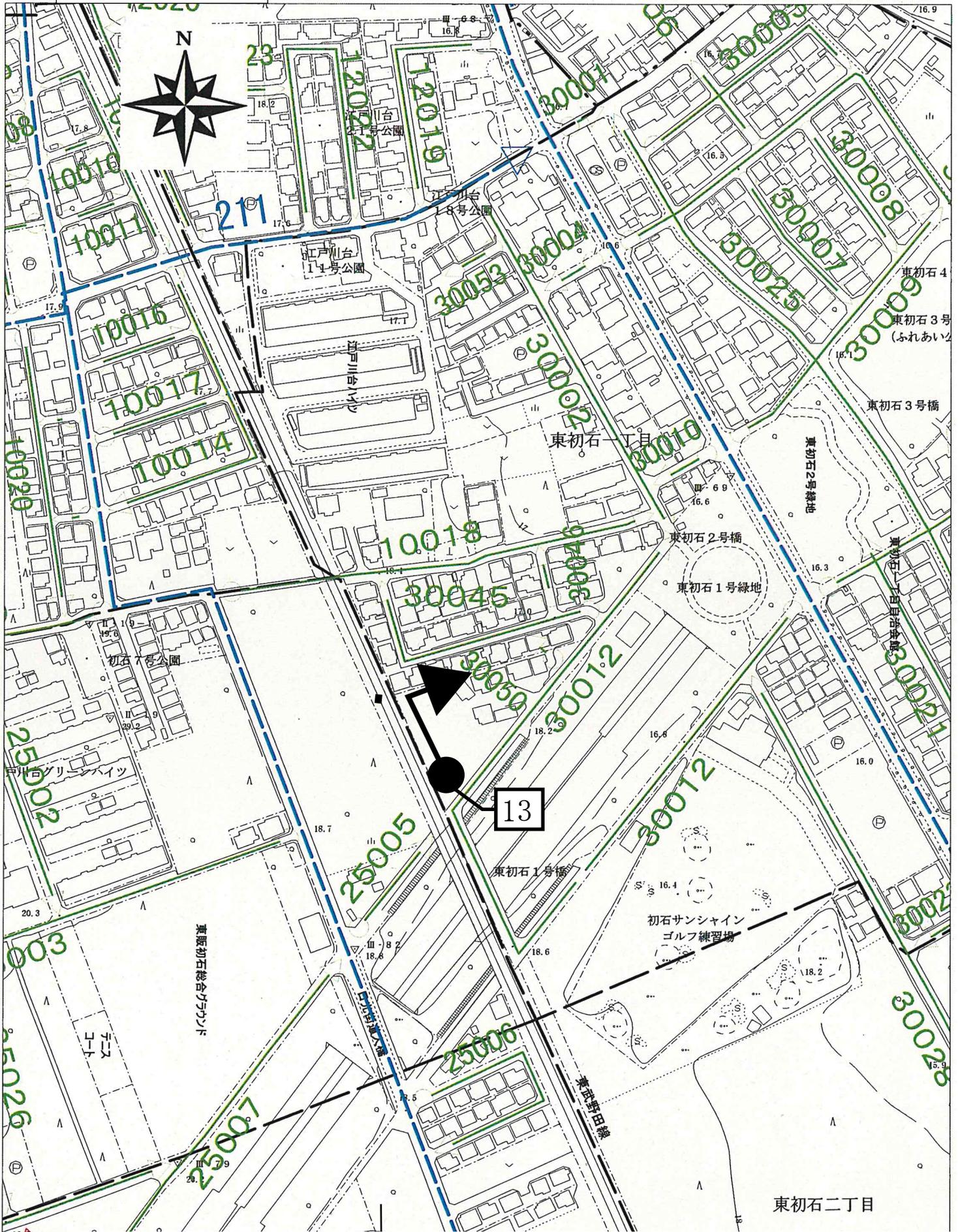
市道路線認定図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)

整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
10	28049	西初石5丁目区画49号線	369.31	6.00	8.00
11	28050	西初石5丁目区画50号線	84.17	6.00	6.00
12	28504	西初石5丁目4号自転車歩行者専用道路	38.07	4.00	4.00
14	33069	東初石5丁目区画69号線	314.91	17.00	17.02
15	33070	東初石5丁目区画70号線	244.42	6.00	6.02
16	33071	東初石5丁目区画71号線	420.87	8.00	12.00
17	33072	東初石5丁目区画72号線	83.21	8.00	8.00
18	33504	東初石5丁目4号自転車歩行者専用道路	76.71	4.00	4.00
19	34011	東初石6丁目区画11号線	206.62	6.89	10.88
20	34506	東初石6丁目6号自転車歩行者専用道路	42.08	4.00	4.00

整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
21	37097	十太夫区画97号線	152.10	8.00	12.00
22	37098	十太夫区画98号線	53.71	5.01	9.00
23	37518	十太夫18号自転車歩行者専用道路	23.12	4.00	4.00
24	38098	駒木区画98号線	533.32	6.00	6.00
25	38099	駒木区画99号線	75.97	6.00	6.00
26	38100	駒木区画100号線	64.13	6.00	6.00
27	38101	駒木区画101号線	179.42	6.00	6.00
28	38102	駒木区画102号線	258.77	6.00	6.49
29	38103	駒木区画103号線	106.47	6.00	6.00
30	38104	駒木区画104号線	58.38	6.00	6.00
31	38105	駒木区画105号線	142.09	6.00	6.00
32	38106	駒木区画106号線	85.44	6.00	6.00
33	38107	駒木区画107号線	60.00	6.00	6.00
34	38108	駒木区画108号線	157.96	6.00	6.02
35	38109	駒木区画109号線	101.59	6.00	6.00
36	38110	駒木区画110号線	62.22	6.00	6.00
37	38111	駒木区画111号線	160.75	6.00	6.00
38	38112	駒木区画112号線	44.59	6.00	6.00
39	38113	駒木区画113号線	62.36	6.00	6.00
40	38114	駒木区画114号線	108.08	2.75	4.30
41	38115	駒木区画115号線	177.96	4.41	6.66
42	38116	駒木区画116号線	33.76	4.00	4.00
43	38117	駒木区画117号線	796.66	3.00	6.67
44	38504	駒木4号自転車歩行者専用道路	31.78	4.00	4.00
45	40116	市野谷区画116号線	183.13	6.00	6.00
46	40117	市野谷区画117号線	65.60	6.00	6.00



市道認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
13	30063	東初石1・2丁目区画63号線	44.66	6.00	9.00

議案第 54 号

市道路線の廃止について

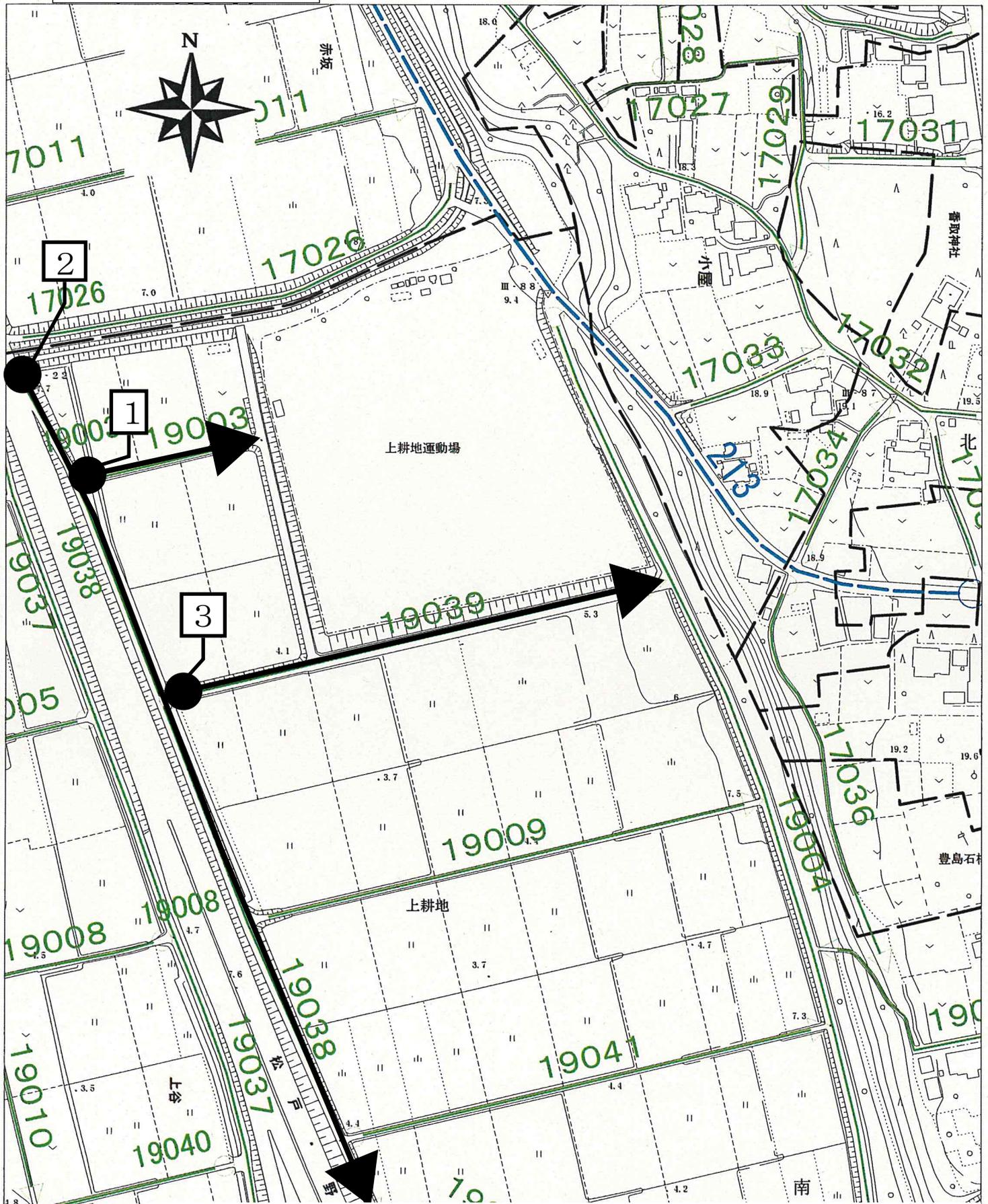
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

平成30年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

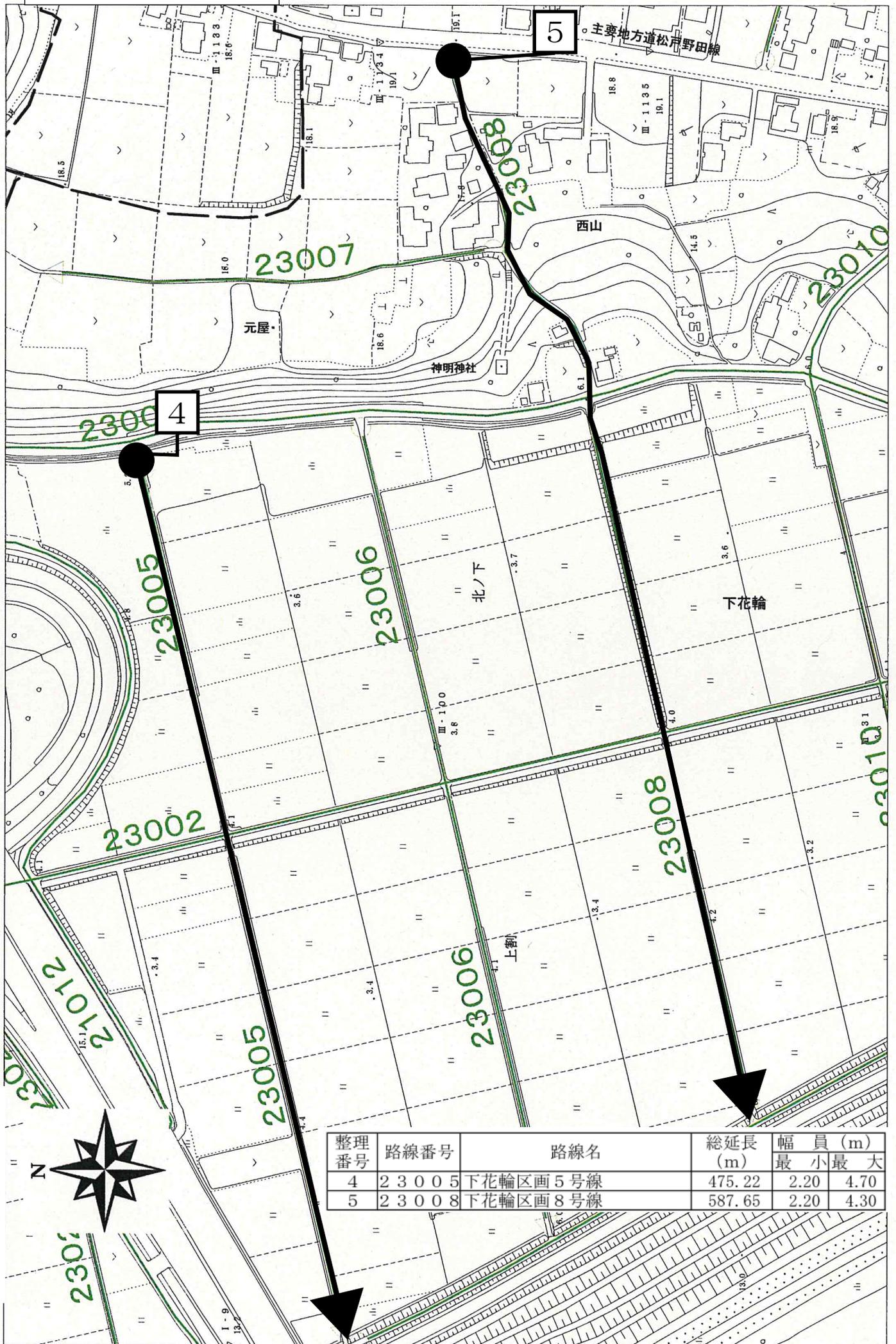
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	19003	南区画3号線	南字上谷726番1	
			南字上耕地267番	
2	19038	南区画38号線	南字上谷750番3	
			南字下耕地414番5	
3	19039	南区画39号線	南字上耕地333番1	
			同 所310番	
4	23005	下花輪区画5号線	下花輪字北ノ下157番	
			下花輪字上割550番5	
5	23008	下花輪区画8号線	下花輪字西山810番2	
			下花輪字上割530番3	
6	28004	西初石5丁目区画4号線	西初石5丁目62番4	
			市野谷字入台653番2	
7	28008	西初石5丁目区画8号線	西初石5丁目99番	
			同 所98番2	
8	34001	東初石6丁目区画1号線	東初石6丁目183番13	
			同 所同 番13	
9	34002	東初石6丁目区画2号線	東初石6丁目185番13	
			同 所同 番15	
10	34003	東初石6丁目区画3号線	東初石6丁目186番112	
			十太夫165番	
11	37011	十太夫区画11号線	十太夫239番2	
			同 所同 番2	
12	37031	十太夫区画31号線	十太夫2番108	
			同 所同番41	
13	38039	駒木区画39号線	駒木字中溜上322番	
			同 所同 番	
14	38043	駒木区画43号線	駒木字駒木橋上163番3	
			同 所114番	
15	38044	駒木区画44号線	駒木字駒木橋上144番13	
			駒木字中橋上84番	
16	38046	駒木区画46号線	駒木字中橋上93番1	
			同 所69番18	
17	38053	駒木区画53号線	駒木1080番3	
			駒木字中橋上68番1	

市道認定廃止図



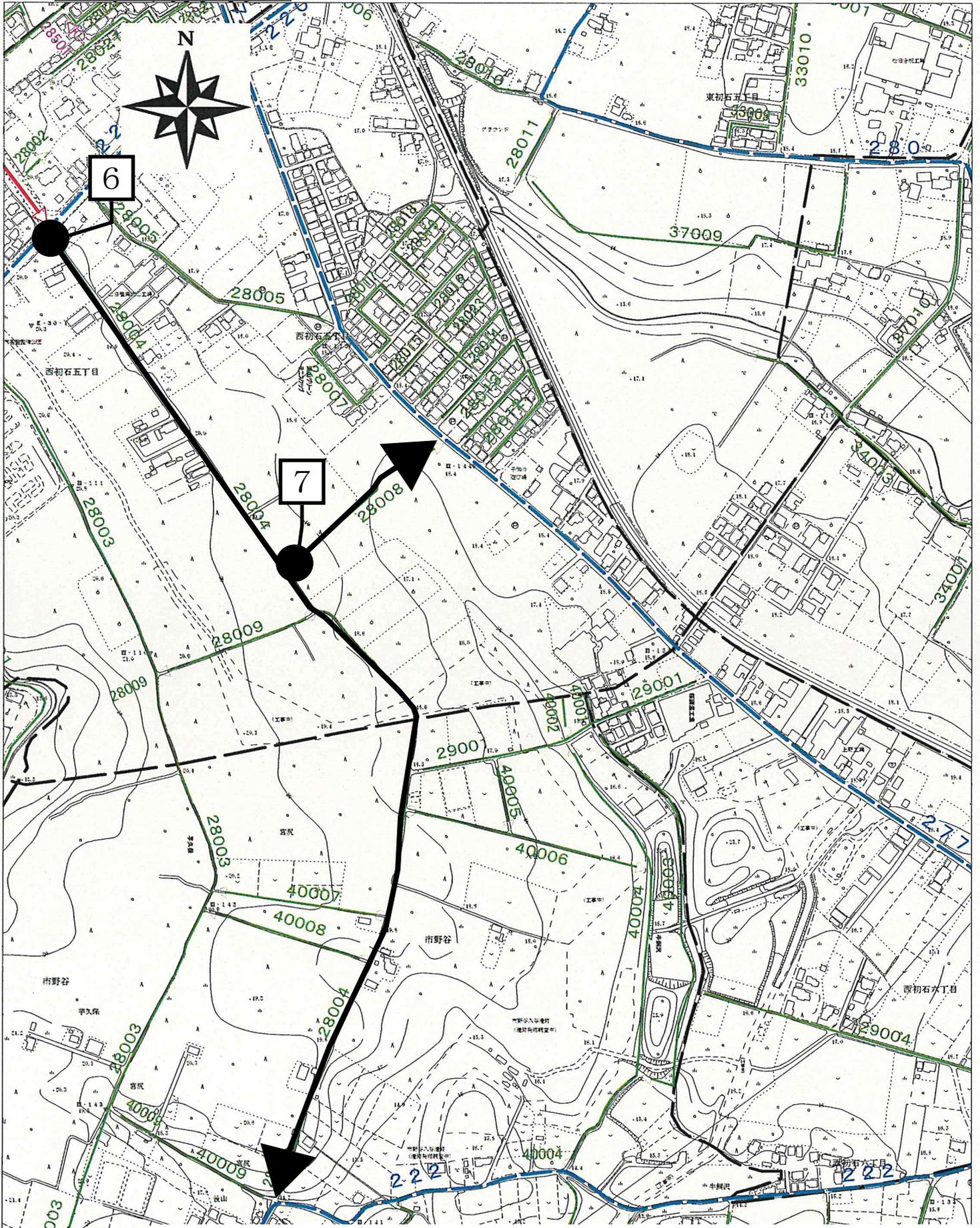
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
1	19003	南区画3号線	87.35	2.30	3.00
2	19038	南区画38号線	459.77	4.44	10.60
3	19039	南区画39号線	248.35	4.35	6.59

市道認定廃止図



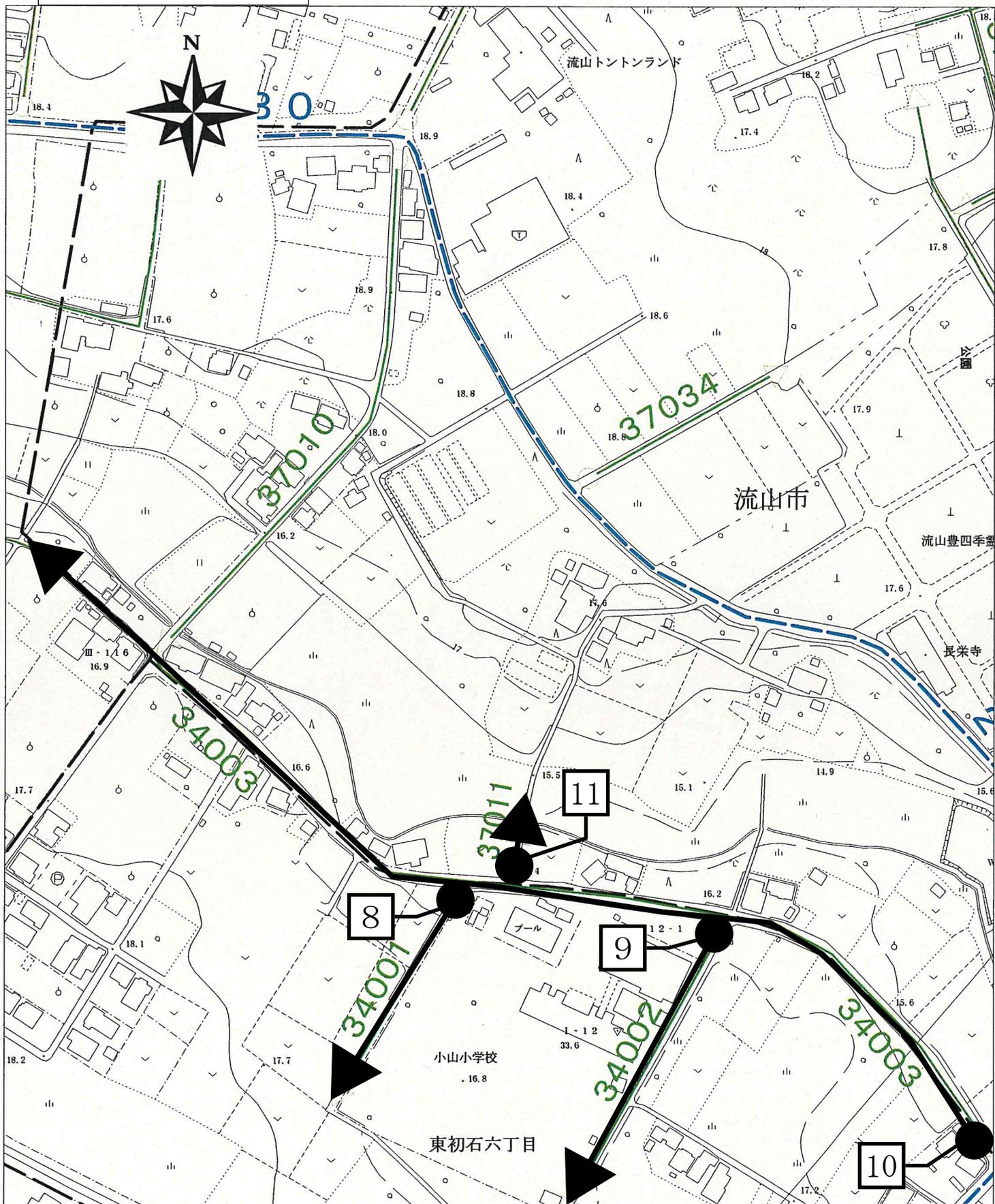
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
4	23005	下花輪区画5号線	475.22	2.20	4.70
5	23008	下花輪区画8号線	587.65	2.20	4.30

市道認定廃図



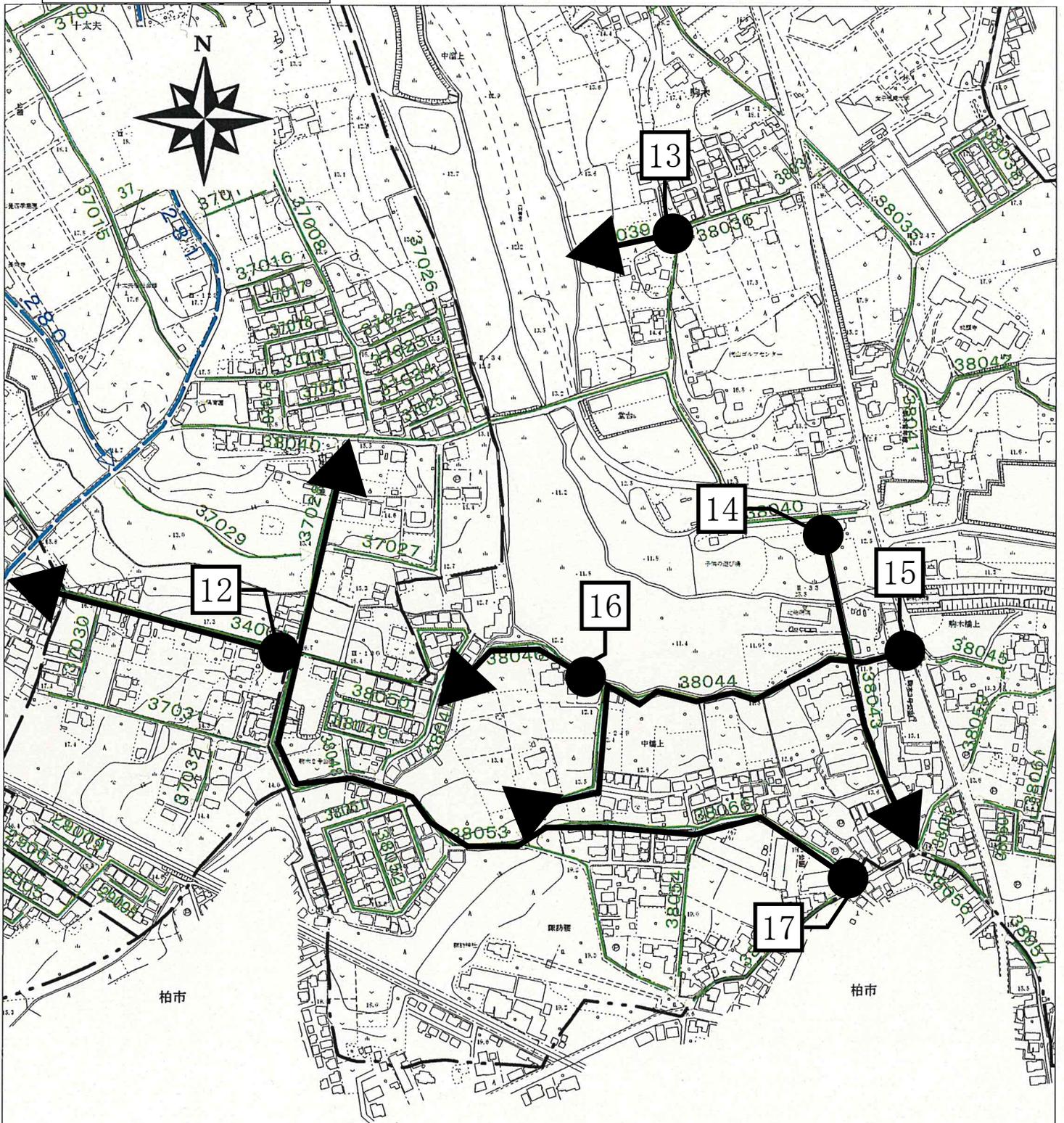
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
6	28004	西初石5丁目区画4号線	1,106.77	2.05	5.66
7	28008	西初石5丁目区画8号線	200.34	—	—

市道認定廃止図



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最 小	最 大
8	34001	東初石6丁目区画1号線	124.45	4.03	4.05
9	34002	東初石6丁目区画2号線	164.97	2.75	3.70
10	34003	東初石6丁目区画3号線	617.94	2.16	6.90
11	37011	十太夫区画11号線	29.06	2.60	3.10

市道認定廃止図



整理 番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最 小	最 大
12	37031	十太夫区画31号線	218.72	3.35	3.72
13	38039	駒木区画39号線	92.51	1.80	3.45
14	38043	駒木区画43号線	312.65	3.50	6.66
15	38044	駒木区画44号線	486.77	2.65	7.30
16	38046	駒木区画46号線	185.81	1.50	4.90
17	38053	駒木区画53号線	596.72	3.00	6.67

柏市



報告第 3 号

継続費繰越計算書について

平成29年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の	平成29年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度繰越額	通次額				計	繰越金	特定財源		
												国庫支出金	地方債	その他
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		TX沿線整備住民記録及び戸籍簿等変更新業	25,075,000	21,266,000		21,266,000	21,265,400	600	600	600				
4	衛生費	2 清掃費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		一般廃棄物処理基本計画策定事業	4,536,000	3,181,000		3,181,000	3,180,600	400	400	400				
8	土木費	4 都市計画費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		流山おおたかの森駅自由通路エレベーター等整備事業	69,252,000	28,874,000		28,874,000	2,160,000	26,714,000	26,714,000	86,000	国庫支出金 21,128,000	市債 5,500,000		
9	消防費	1 消防費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		総合防災訓練（図上訓練）事業	2,000,000	1,000,000		1,000,000	684,924	315,076	315,076	315,076				
10	教育費	2 小学校費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		八木北小学校校舎等建設事業	97,630,000	58,578,000		58,578,000	22,674,000	35,904,000	35,904,000	19,304,000		市債 16,600,000		
		新設小学校建設事業（設計等業務委託）	283,788,000	55,800,000		55,800,000	11,200,000	44,600,000	44,600,000	44,600,000				
合計			482,281,000	168,699,000		168,699,000	61,164,924	107,534,076	107,534,076	64,306,076	21,128,000	22,100,000		

報告第 4 号

繰越明許費繰越計算書について

平成29年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
					既収特 定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	財政白書作成事業	363,000	363,000				363,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワーク事業	15,013,000	15,013,000		国庫支出金 15,013,000		
3 民生費	1 社会福祉費	障害者グループホーム等施設整備費補助事業	134,000,000	134,000,000				134,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道前ヶ崎・向小金1号道路拡幅事業	15,863,000	15,863,000				15,863,000
		名都借跨線橋道路拡幅改良事業	327,645,000	327,429,255		国庫支出金 164,986,000	市債 121,800,000	40,643,255
		東小学校前通学路道路拡幅整備事業	60,870,000	58,091,760		国庫支出金 23,190,000	市債 17,000,000	17,901,760
		橋りょう補修事業	50,000,000	50,000,000		国庫支出金 22,813,000	市債 16,700,000	10,487,000
	3 河川費	坂川用水路跡地活用事業	27,000,000	27,000,000		国庫支出金 12,150,000	市債 13,600,000	1,250,000
		雨水排水施設整備事業（その2）	62,916,000	62,916,000		国庫支出金 13,289,000	市債 38,700,000	10,927,000
		雨水排水施設整備事業（その3）	43,000,000	43,000,000		国庫支出金 22,000,000	市債 18,000,000	3,000,000
	4 都市計画費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	49,473,000	14,480,200			市債 10,800,000	3,680,200

款	項	事業名	金額	翌年繰り越年度額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	77,222,000	17,732,486			市債 13,200,000	4,532,486
		都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業	27,569,000	24,581,025			市債 22,100,000	2,481,025
		西平井・鱈ヶ崎地区公園施設新設事業	11,000,000	11,000,000		国庫支出金 4,950,000		6,050,000
9 消防費	1 消防費	災害用井戸設置事業	3,050,000	3,050,000		国庫支出金 1,372,000	市債 1,500,000	178,000
		避難場所案内板等整備事業	660,000	660,000		国庫支出金 264,000		396,000
		防災施設等整備事業	3,032,000	3,032,000		国庫支出金 1,364,000	市債 1,500,000	168,000
10 教育費	2 小学校費	小学校エアコン整備事業	134,351,000	134,351,000		国庫支出金 17,066,000	市債 117,100,000	185,000
		小学校大規模改造事業	32,905,000	32,905,000		国庫支出金 4,662,000	市債 28,200,000	43,000
	3 中学校費	中学校エアコン整備事業	75,649,000	75,649,000		国庫支出金 9,614,000	市債 65,800,000	235,000
		中学校校舎等改修事業	67,133,000	67,133,000		国庫支出金 15,552,000	市債 51,400,000	181,000
合計			1,218,714,000	1,118,249,726		328,285,000	537,400,000	252,564,726

報告第 5 号

事故繰越し繰越計算書について

平成29年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
									国 支 出	県 金		
8 土木費	3 河川費	排水管等維持補修事業	円 4,503,600	円 1,717,200	円 2,786,400	円 2,786,400	円	円	円	円	前ヶ崎地先において雨水管が破損し流路阻害を起こしたため、ボックスカルバートへ布設替えを行うものであるが、現地掘削を実施したところ雨水管台帳に記載のない不明雨水管が発見され、調査したところ当該雨水管についてもボックスカルバートへ接続する必要があることから、製造メーカーと仕様の変更調整や製造ラインの調整の結果、5月中旬の納期となることから、年度内完成は困難と判断し、事故繰越しするもの	
	4 都市計画費	駅前広場・連絡通路整備事業	円 79,234,848	円 31,905,648	円 47,329,200	円 47,329,200		国庫支出金 28,325,000	市債 17,100,000	円 1,904,200	流山おおたかの森駅前広場及び連絡通路の整備に関する事業であるが、TX高架下連絡通路整備に伴う仮設通路の確保において、地元自治会や鉄道会社との協議に不測の日数を要したほか、駅前広場整備において、支障となっている工場の移転と本工事との調整・施行に不測の日数を要したことから、年度内完成は困難と判断し、工事請負費を事故繰越しするもの	
合 計			円 83,738,448	円 33,622,848	円 50,115,600	円 50,115,600		28,325,000	17,100,000	円 4,690,600		

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について

平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 土地区画整理事業費	1 西平井・鱈ヶ崎地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (測量等業務委託等)	99,713,000	67,036,000	一般会計繰入金 50,536,000	国庫支出金 16,500,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	30,000,000	30,000,000	一般会計繰入金 13,500,000	国庫支出金 16,500,000		
		土地区画整理事業 (家屋移転補償等)	33,938,000	33,938,000	一般会計繰入金 33,938,000			
	2 鱈ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (測量等業務委託等)	25,018,000	17,870,000	一般会計繰入金 17,870,000			
		土地区画整理事業 (盛土造成工事等)	265,853,000	227,313,000	一般会計繰入金 205,191,000	国庫支出金 22,122,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	16,567,000	16,027,000	一般会計繰入金 16,027,000			
		土地区画整理事業 (家屋移転補償等)	46,296,000	20,000,000	一般会計繰入金 20,000,000			
	合計			517,385,000	412,184,000	357,062,000	55,122,000	

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について

平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
									国 支 出	県 金		
2	土地区 画整理 事業費	1 西平井・鱈 ヶ崎地区土 地区画整理 事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	沿線住民に対する代替え駐車場の 確保と、既設の擁壁撤去に伴う基礎 杭の撤去に不測の日数を要したこと から、事故繰越しするもの
		土地区画整理事業 (道路築造工事)	238,646,044	194,194,044	44,452,000	44,452,000	17,227,000	27,225,000				
2	土地区 画整理 事業費	2 鱈ヶ崎・思 井地区土 地区画整理 事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	関係地権者との協議に不測の日数 を要したことや、工事の遅延によ り、仮設水道管の撤去が完了しな かったことから、事故繰越しするも の
		土地区画整理事業 (盛土造成工事 等)	287,819,956	262,133,956	25,686,000	25,686,000	25,686,000					
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	84,300,536	35,782,000	48,518,536	48,518,536	48,518,536					関係地権者とのインフラの位置や 電柱の位置を確定するための協議に 不測の日数を要したことから、事故 繰越しするもの
		土地区画整理事業 (家屋移転補償 等)	36,290,717	34,426,417	1,864,300	1,864,300	1,864,300					道路築造工事等の遅れにより、工 作物の除去等が完了しなかったこと から、事故繰越しするもの
合 計			647,057,253	526,536,417	120,520,836	120,520,836	93,295,836	27,225,000				

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1	資本的支出	1	建設改良費								
		西平井配水管改良工事 実施設計委託	円 9,774,000		円 9,774,000	円 9,774,000	円	円	円		千葉県事業の都市計画道路の計画に合わせて、詳細設計を行うものであるが、占用施工協議がなされていないことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		西平井主要配水管改良工事 (H29-1工区)	69,876,000		69,876,000	69,876,000					工事箇所にて既設の埋設物が輻射しており、管布設に不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		南部地域主要配水管改良工事 (H29-1工区)	114,750,000		114,750,000	114,750,000					工事の一部に鉄道横断箇所があり、鉄道事業者との協議に不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		下花輪駒木線配水管改良工事	25,380,000		25,380,000	25,380,000					千葉県発注の道路整備工事箇所の配水管改良を行うものであり、その工程に合わせたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金1丁目配水管改良工事	5,605,200		5,605,200	5,605,200					市発注の道路整備工事箇所の配水管改良を行うものであり、その工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西深井配水管改良工事	21,826,800		21,826,800	21,826,800					市発注の下水道工事に合わせて配水管改良を行うものであり、その工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鱈ヶ崎舗装本復旧工事	6,696,000		6,696,000	6,696,000					先行工事である配水管改良工事の遅れにより、着工が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		第7-4舗装復旧工事 (ER9-742)	23,700,600		23,700,600	23,700,600					向小金2・3丁目(県道松戸柏線)の舗装復旧工事に関し道路管理者(柏土木事務所)との協議に時間を要したことにより着工が遅れたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		三輪野山配水管移設工事 (H29-1工区)	52,542,000		52,542,000	9,356,820		43,185,180			流山新橋に関連し県との協議に時間を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	2	拡張事業費									
		平方配水管拡張工事	7,786,800		7,786,800	7,786,800					開発行為で整備する道路において配水管拡張を行うものであり、その工程に合わせたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	3	つくばエクスプレス沿線整備事業費									
		木地区配水管拡張工事 (H29-1工区)	37,486,800		37,486,800			37,486,800			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		木地区配水管拡張工事 (H29-2工区)	27,540,000		27,540,000			27,540,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		木地区配水管拡張工事 (H29-3工区)	42,820,000		42,820,000			42,820,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張工事 実施設計委託	7,398,000		7,398,000	1,564,300		5,833,700			区画整理事業者である千葉県との協議により、設計延長を増量したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張工事 (H29-1工区)	82,879,200		82,879,200	33,239,150		49,640,050			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため

	運動公園周辺地区配水管拡張工事(H29-2工区)	29,322,000		29,322,000			29,322,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	運動公園周辺地区配水管拡張工事(H29-3工区)	24,991,200		24,991,200			24,991,200			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区配水管拡張工事(H29-1工区)	28,782,000		28,782,000			28,782,000			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区配水管拡張工事(H29-2工区)	60,264,000		60,264,000	14,088,600		46,175,400			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区配水管拡張工事(H29-3工区)	43,146,000		43,146,000	8,542,800		34,603,200			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区配水管拡張工事(H29-4工区)	23,490,000		23,490,000			23,490,000			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	新市街地地区配水管拡張工事(H29-5工区)	23,079,600		23,079,600			23,079,600			区画整理事業者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	緒ヶ崎・思井地区配水管拡張工事(H29-1工区)	10,552,000		10,552,000			10,552,000			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
合 計		779,688,200		779,688,200	352,187,070		427,501,130			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 水道事業費用	1 営業費用	流山市水道事業経営変更届出書作成業務委託	円 19,440,000		円 19,440,000	円 19,440,000	円	円	円		次期総合計画における人口推計が新たに示されたことから、これを水道事業経営変更届出書に反映させることとしたため
		三輪野山配水管移設工事(H29-1工区) 配水管撤去分	21,006,000		21,006,000	3,711,180		17,294,820			流山新橋に関連し県との協議に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
1 資本的支出	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	緒ヶ崎・思井地区配水管拡張工事(H28-2工区)	29,538,000		29,538,000			29,538,000			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
合 計			69,984,000		69,984,000	23,151,180		46,832,820			

報告第 9 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成29年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金				
1 資本的支出	1 建設改良費	第2-1汚水枝線工事(E9-211)	円 83,729,160	円	円 83,729,160	円 3,729,160	円 40,000,000	円 40,000,000	円	円		東深井・西深井地区において、図面とは異なる位置に占用物件(水道管等の埋設物)が多々あり、移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第7-4汚水枝線工事(E9-742)	67,500,000		67,500,000	13,700,000	26,900,000	26,900,000				向小金3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件(水道管等の埋設物)が多々あり、移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第7-4汚水枝線工事(E9-743)	113,076,000		113,076,000	39,076,000	37,000,000	37,000,000				向小金2丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件があり、工法等の見直しを行った結果、時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第8汚水枝線工事(E9-801)	85,212,000		85,212,000	10,212,000	37,500,000	37,500,000				向小金4丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件(埋設物)が多々あり、その移転に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		駒木第2汚水枝線工事(T9-201)	183,276,000		183,276,000			86,200,000	97,076,000				駒木地区(新市街地地区内)に設置するバイパス管整備のための独立行政法人都市再生機構との協議に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため(なお、工事負担金はURによるものである)
		流山第3汚水枝線工事(T9-301)	46,980,000		46,980,000	16,580,000	15,200,000	15,200,000					駒木地区において、図面とは異なる位置に占用物件(水道管等の埋設物)があり、その移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		和田堀1号汚水幹線移設工事	211,269,600		211,269,600					211,269,600			流山新橋に関連し県との協議に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため(なお、工事負担金は千葉県によるものである)
		大堀川1号雨水幹線工事	135,000,000		135,000,000	25,000,000	55,000,000	55,000,000					駒木地区において、図面とは異なる位置に占用物件(電柱等)があり、その移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため
		第7-4舗装復旧工事(ER9-742)	24,732,000		24,732,000	8,732,000	8,000,000	8,000,000					向小金2・3丁目(県道松戸柏線)の舗装復旧工事に関し道路管理者(柏土木事務所)との協議に時間を要したことにより着工が遅れたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線工事に伴う附帯工事	10,260,000		10,260,000	10,260,000							鉄道事業者との近接施工協議に時間を要したことにより着工が遅れたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(汚水)	75,339,840		75,339,840		15,000,000	15,000,000	45,339,840				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(雨水)	464,918,040		464,918,040		20,000,000	121,000,000	323,918,040				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		木地区一体型特定土地区画整理事業に関連する公共下水道事業に関する委託(汚水)	91,269,120		91,269,120		13,000,000	30,500,000	47,769,120				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		木地区一体型特定土地区画整理事業に関連する公共下水道事業に関する委託(雨水)	20,000,000		20,000,000		8,000,000	8,000,000	4,000,000				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
公共下水道汚水管きよ布設工事(鱈思29-1)		17,200,000		17,200,000		8,000,000	8,000,000	1,200,000				区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため	
合 計			1,629,761,760		1,629,761,760	127,289,160	283,600,000	488,300,000	730,572,600				

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月28日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 流山市民安全パトロール隊員が青色回転灯装備車両により市内パトロールをしていたところ、左路地から直進してきた相手方車両と衝突したことによる物損事故
- 2 発 生 年 月 日 平成29年10月5日
- 3 発 生 場 所 流山市東初石1丁目183番25地先
- 4 相 手 方 車両所有者：○○ ○○
住所：流山市○○○○○○○○○○○○
車両運転者：○○ ○○
住所：流山市○○○○○○○○○○○○
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 平成30年1月28日
- 7 和 解 の 要 旨 相手方の損害額226,424円のうち135,854円を市が負担する。
市の損害額68,580円のうち27,432円を相手方が負担する。
双方の責任額を差し引き、その差額である108,422円を市が負担する。
- 8 損 害 賠 償 額 135,854円

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月10日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部図書・博物館の職員が、平和台駅前広場に設置されている図書返却ボックスから図書の回収を終え、公用車（市が賃借している自動車）を方向転換させるため後進させたところ、歩道上に設置されているコンクリートくいに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成29年11月17日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山4丁目483番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成30年4月10日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 93,077円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が初石公民館での事業終了後、公用車（市が賃借している自動車）を右に転回したところ、直進車と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年1月11日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市市野谷425番78地先路上 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区新町一丁目17番
三菱オートリース株式会社千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成30年4月17日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 390,923円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が初石公民館での事業終了後、公用車を運転中、右に転回したところ、直進車と接触したことによる物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 平成30年1月11日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市市野谷425番78地先路上 |
| 4 相 手 方 | 住所：埼玉県草加市柿木町121番地1
車両所有者：株式会社和幸流通サービス
車両運転者：〇〇 〇〇
運転者住所：東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 平成30年4月27日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額376,358円のうち338,722円を市が負担する。
市の損害額390,923円のうち39,092円を相手方が負担する。
双方の責任額を差し引き、その差額である299,630円を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 338,722円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月7日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立西深井小学校の教諭が公務を終え帰校し、公用車（市が賃借している自動車）を同校内の所定の場所に駐車しようとして後退させたところ、車両後部右側のテールランプ付近を送水口に接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年1月30日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字西深井67番地の1
（流山市立西深井小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成30年5月7日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 44,766円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月18日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市民生活部防災危機管理課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を訪問先の駐車場に駐車しようとしたところ、駐車場内にあるコンクリートブロックに車両前方が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年3月9日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井493番地の96
（四季の杜自治会館駐車場） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成30年5月18日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 119,826円 |